

平成24年鞍手町議会第1回定例会会議録（第2号）						
平成24年3月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成24年3月12日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成24年3月12日 午後5時21分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	12	岡崎邦博		13	栗田幸則	

職 務 席	議会事務 局長	長友浩一	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	轟崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	渡辺智文	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	鯨坂健二	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成24年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月12日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成24年第1回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
4番 仲野 守	<p>1. 町上水道施設改善工事に伴う供用開始及び水道料金価格設定について (1) 上水道の供用開始及び水道料金新価格設定は</p> <p>2. 赤水対策に係る用地の確保及び一部事務組合の用地取得について (1) 泉水地区の赤水対策により改良住宅建替えに係る建替え候補地について (2) 町及び一部事務組合が泉水処分場の用地取得に係る疑問点について</p>	町長 町長
11番 宇田川 亮	<p>1. 学校給食について (1) 学校給食の現状と今後の見通しは（財政・回数） (2) 給食費（保護者負担）だけで、食材費を賄うには限界ではないか (3) 「教育の一環」という法的根拠から、見直す必要があるのでは</p> <p>2. 子どもの医療費無料化について (1) 県の医療費助成対象基準を上回って、実施している自治体の現状は (2) 少子化等により、医療費に対する町負担も減っている中、無料化を拡充する考えは (3) 県に対し、医療費の拡充を要望するとともに、国に対し医療費無料化制度の創設を求めている考えは</p>	町長 教育長 町長
5番 田中二三輝	<p>1. 「農産物のブランド化」について (1) 「農業」は鞍手町の基幹産業であるといわれているが、今でもその考えは変わりがなか (2) 過去において「農産物のブランド化」といわれているが ① どのようなイメージか ② 現在の取り組み状況は ③ 技術導入や品種改良の資金援助は (3) 鞍手の農産物を広げるためのトップセールスによる「販路拡大」の考えは</p>	町長
1番 熊井 照明	<p>1. 町営住宅の現状と今後の建設予定計画について (1) 町営住宅の役割について、どのような認識か (2) 木造住宅が建設されている団地名と戸数並びに建設年度は (3) 公営住宅法上の構造別の耐用年数は (4) 今後、町営住宅建設の予定はあるのか</p> <p>2. 町営住宅使用料滞納問題について (1) 現在までの未納額とその戸数は (2) 3カ月以上滞納している人数は (3) 滞納の最高額とその期間は (4) 連帯保証人の効力は (5) 収入超過者、高額所得者の人数とその対応は (6) 使用料滞納者に対する今後の取り組みは</p>	町長 町長

平成24年3月12日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に4番議員 仲野守君の質問を許可します。

○4番 仲野 守君

通告に基づきまして一般質問をいたします。

まず1番目に、町上水道施設改善に伴う供用開始及び水道料金新価格について、町長に質問いたします。

昨年9月定例会で浄水場施設改善に関わる一般質問を行いました。質問の内容としては次のような答弁を頂いております。

一つ目、改善工事の趣旨、改善工事に至る経緯について質問いたしました。

答弁として塩素では死滅しない2種類の細菌及び臭気について、厚労省より指導を受けての改善工事との答弁でした。細菌についてはクリプトスポルリジウム、ジョスミン、又臭気というふうにお答え頂いております。

2点目として、浄水場改善工事の工期について、引き渡し時期についても質問をいたしました。答弁として、2月いっぱいの工期です。3月初期には完了検査を行い、引き渡しを受ける旨の答弁でした。

3番目として、上水道の供用開始時期についても質問を行いました。答弁として4月には供用開始を行いたい旨の答弁でした。

以上質問についても、答弁についても間違いがないかどうか確認をさせて頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今回の浄水場改善工事、いわゆる高度浄水処理施設の併設にあたりましては、既存の設備を稼働しながら施工することになります。そのため完了した施設から随時中間検査を行いまして、切り替え作業を実施して行く必要があります。

○4番 仲野 守君

議長、質問の趣旨と全然話が違いますが、質問はそういうことを聞いていません。

○町長 柴田 好輝君

前段として言っているでしょう。

○4番 仲野 守君

簡潔に先程質問した分に関してだけお願いします。

○町長 柴田 好輝君

改善の趣旨は、質問者が言われたとおり菌の問題等々、厚労省の指摘においてしたということは間違いありません。その他、臭気の問題等々も非常に住民から指摘を受けていたという経緯もあります。

2番目の工期につきましては、3月の上旬には完了検査は終わっています。

供用開始、施設改良につきましては、今の施設を逐次改良して行かないといけないということで、その施設が出来上がったら県の検査を受けながら、パスクリアした場合にはそこで水を、最終的に水は12月6日に送っています。

そういうことで、若干工期等、供用開始がちょっと遅れた経緯があるかなと思っておりますが、早く供用開始が出来たことに対しては、何ら問題はないかなと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

質問した件と答弁頂いたものに対しては、ほぼ間違いないというふうに判断してよろしゅうございますね。

では、改めて質問いたします。上下水道課では、改善工事の引き渡し完了検査が終わっていない工事途中の設備を使用して、昨年12月初旬には鞍手町の全家庭に上水が供給されたようですがそれも事実ですね。もう一度お尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今前段で言うことと趣旨が違うということですが、この工事は現有施設に高度浄水処理施設を併設するために、今の設備を使用しながら更新して行くというのが工事の趣旨でございます。

だから水の前処理が出来ましたら、それを更新しながら県の許認可の検査を得まして、そして12月6日から供用開始と、そうしないと後の工程が進まないわけです。そういうことでございます。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

鞍手町にとりまして、この上水の問題というのは長年の懸案事項です。厚労省から指導を受けた2種類の細菌及び臭気等の検査を行ったのか、行っていないのか、我々議会には何の連絡もありません。

それでいいのか、どうなのか、これを行政だけが分かっているのかどうか、もう一度お答え下さい。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

水道水質検討委員会を設置しました時には、貴方はその時の検討委員会の委員長ですね。その過程があって、自分達もその中でこういうものがあつたと聞いています。それに従って粛々と工事をしたということであつて、私達が知つたとか、執行部だけが知つているとか、決してそういうことはない、検討委員会の中で粛々と経過は述べられたと思つております。

○議長 川野 高實君
仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町長、勘違いされたら困ります。私は水質改善検討委員会の委員長を兼ねていましたが、中間検査までの委員長ですよ。中間検査までの委員長は私が兼ねていました。中間検査を町長に提出したわけです。それを出すことにおいて現在の改善工事がなされることになつたわけですよ。

何で私が供給することまで知っているかということは、全く関係ないと思いますが、訂正して頂きたいと思つています。

議会には上水の供給や水質検査の結果、何も説明がない中で行政の真意がまるで見えない判断ではないのか、議会軽視ではないのかと思つていますがいかがですか。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

水質検査は、貴方も委員会からずっと継続して繋いでいるものでございまして、何ら私はそれに対して謝るとかは毛頭ありません。

それと、施設がそういうふうになつて来ているということは、水質が悪いからしていることであつて、議会軽視でも何でもないと思つています。その中で検討委員会は粛々と検討されて、時期が来ればこういうことになつたと、議会にも全協を通じてされていると、私はそういう判断に立っています。

○議長 川野 高實君
仲野 守君。

○4番 仲野 守君

上水を一般家庭に供給するに当たり、最終的にどなたが結論を出されたのか、これは町長ということで判断してよろしいのかどうかと、世間の一般的な常識では、改善工事の最中に施設の使用、工事の引き渡しや、完了検査が終わっていない施設を使用して一般家庭に上水を供給するようなことは、一般ではまずあり得ないことです。あり得ないことが鞍手町では

起こっているということです。これについても答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今言ったように、この工事は高度処理施設と現有施設と水を供給しながら工事を進めたという経緯があるわけです。だからその中でしかる工程になった場合は県に行って、県の許可を受けまして、水を供給しながら施設の改善をしなければいけないという工程になっているわけです。

ですから町民に許可を得るとか、皆さんの議会に許可とか、そういう整合をして行かないと工事が出来ないわけです。そういう状況になっています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

まるでむちゃくちゃな話ですね。行政だけが分かっている、議会も分からなくてもいい、町民の皆さんも分からなくてもいい。ただ供給しているから黙ってその水を飲めと。これは一步間違ると、検査の結果も誰も見ていない中で水を供給するということは、これは人体実験にも等しい、大変な暴挙だと私は思います。常識を疑いたいと思います。

また新料金設定前に、一般家庭に上水の供給を行っているのであれば、価格の改定もいらないのではないかと思います。いかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今言ったように、現有施設と併用しながら水を供給する、その前の前処理施設ですから、その前段として県にこの水は良いか悪いかの検査を受けながら、これは安全な水やからどうぞ供給して下さいということですよ。

そういうことをしているので、自分達も12月何日までこうすると。工事の契約する時には工程に基づいてされているから、私は決して町民の云々とか、深く言われる筋合いではないことです。大事なことはちゃんとチェックを掛けて、安全・安心な水を送っているという判断に立っています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

意見の食い違いが甚だしいのですが、どうして議会に言うのに時間が掛かりますか。町民の皆さんにお知らせするのに時間が掛かりますか。広報等でもお知らせ出来るわけです。

どういうことで改善工事が行われているのか、水質検査の結果は長年の懸案事項でありました水質についても、このように改善が出来ました。どうしてそれが報告なされないのか。

上水の問題は行政だけが分かっているというものではないと思います。生活ライフラインに欠かせない大切な命の水です。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

だから検討委員会を立ち上げまして、経過は何らかの形で町民にはこういう業者が入札しますよ、こうしますよと広報等々で縷々説明はしているわけです。その中で色々経過はありました。高度処理施設をするために町民を軽視したとかは決してありません。これは新聞紙上を賑わした経緯もありますし、皆さんご理解をいただいています。

議会に言う、言わないとかでなく、こういうことで、こういう工事をしますよと、その中の過程の問題であって、計画どおり粛々に行ったらいいわけで、終わって皆さんに周知徹底、今度は改定ということになって行くわけです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

話を聞いていけば聞いているほど、これ程乱暴な答弁はないと思います。当然議会に連絡するぐらいのことは簡単なことではないですか。最後に1つお聞きしますが、今も検討委員会は継続してありますが、検討委員会の委員の皆さんに12月初旬から水を供給するというのを報告なされたのかどうなのか、答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

正式に町民の皆さんに12月から水を供給しますよということは、広報等で私は見た経緯はありませんが、今言うように、そこその設備が終わった時点で検査をクリアして供給しているところであって。

○4番 仲野 守君

議長、検討委員会で供給されるかどうかということをお聞きしたのですが。

○町長 柴田 好輝君

検討委員会は検討委員会に聞いて貰わないと、私はそこまで報告を受けていません。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

質問にお答えいたします。

検討委員会に於いては、1月に開催しました18回検討委員会において、12月から給水開始をしたということは報告しています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

検討委員会ではその旨検討されて、もう供給をされるということを言われたということですが、それで議会の報告は終わったということで判断してよろしいわけですね。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

供給開始については議会の同意とかは議決要件にはありません。ただそれはその時点で、鞍手広報等々で住民の皆さんに周知徹底するということです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

先程も申しましたように、上水に関してはライフラインに欠かせぬ大切な命の水です。もう少し町民の皆さんに詳しく説明して差し上げる等、事前の通知が望ましいのではないかと思います。時間もありますので上水に関わるものに関しては、質問をこれで終わります。

次に、赤水対策に関わる用地の確保及び一部事務組合の土地取得について町長に質問いたします。

昨年11月25日全員協議会の中で、新延泉水地区の赤水問題について報告がありました。計画図や工程表が添えられ、3月には処理場建設のために改良住宅を約20棟解体等計画が予定されていました。

その中で地元の一部住民より、泉水地区の赤水対策に関連して一部事務組合が最終処分場として使用している用地の一角が、改良住宅建て替え候補地として検討されているがとの連絡を頂き、調査を行うと次々に多くの疑問点が出て来ました。

赤水問題については、町にとって長年の懸案事項でもあり、陳情を重ねた議員や一部の団体の皆様等が、改善に向け麻生事務所を通じて、関係省庁に対して厚く陳情を重ねた経過があります。

また赤水問題と改良住宅の移設、立て替え問題とは別の問題だと思っております。強引な施策として、立て替えの予定地を健康上の問題が懸念され、発がん性物質を多く含む焼却灰が、現在も大量に蓄積されている泉水最終処分場埋め立て地の敷地内に、改良住宅が移設されるようなことは、常識上あり得ないと住民の皆さんには返事を私はいいたしました。

そこで質問いたしますが、平成18年12月26日直方市の法務局で、国から頂いたと思える6筆の土地が新たに町の名義に保存登記された記録がありますが、間違いありませんか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

間違いございません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

また6筆全ての土地が個人用地の中に点在した里道や水路だと思われるが、里道、水路については国が管理を行っています。法定外公共物である里道や水路は贈与申請を行い、財産として国から贈与を受けるもので、町では何か事業計画があったのか質問いたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

この件に関しましては、平成18年9月にその地権者から境界の確認の申し出と、里道の払い下げという前提で協議がなされています。

これに基づきまして現地で、これは地元の区長、水路が絡んでいますので地元の営農組合長等の関係者を交えて境界の確認をして、図面と整合していない部分があったということで、これについての交換という作業を行っています。

その前段として、一部国の財産として残っていた里道につきましては、財務支局に申請いたしまして、町に移管させて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町は国に対して譲渡申請を行い、取得した財産の土地の筈です。取得した町の財産を勝手に個人との交換の対象になされていませんか、それをお聞きします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これは通常事務処理として対応していますが、里道、水路、町の名義になった部分については条件さえクリアすれば地権者個人に払い下げ、或いは交換というのを行っています。当然この物件も財務支局に、付け替え前提であるということで申し入れをして、町に譲渡させて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

この里道や水路に関しては、わざわざ国に法定外公共物で申請をして受けた財産です。それは交換の対象にはならないというふうに国の指導では書いていますがいかがですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

基本的に払い下げというだけであれば、これは財務支局が直接払い下げという処理になります。今回は町が図面上整合性のない水路等を残すために、これは付け替えという作業を行うと。財産的には町の財産を残すということで事務処理を行っています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

副町長、ちょっと違うのではないですか。国の法律では通常個人に里道や水路の譲渡の場合は、どのように使うのかということで条件が付きます。個人の場合は国との関係は必ず金銭売買になりますが、どうして金銭売買になる町が指導を行わなければいけない里道や水路が交換の対象になったのか、もう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程から申し上げましたように、今回の場合は譲渡ではございません。あくまでも交換であって、町の財産、いわゆる水路等の機能保全のために通常機能交換というふうに考えています。そういった事務処理を行ったということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

交換された6筆の土地の中で、交換の対象となった鞍手町新延1292の3です。雑種地で266㎡、町が平成18年12月26日に登記をしています。

数日しか経っていない平成19年1月5日に東氏と交換になっています。その東氏と交換された土地がじん芥との売買の対象になっています。金額まで申し上げますか。

町が必要として登記をしたものが売買の対象になっているが、これはどういうことですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

この件はあくまでも町の方は交換という処理を行っています。交換後の売買については個人的なものでございますので、そこまでは町としては把握していません。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

把握していないといいますが、その事実があるではないですか。鞍手町から6筆の土地を東氏と交換されたわけですが、何のために交換されたかというのが皆目分からないわけです。その中の1筆が売買の対象となった。

先程から副町長は交換と言われますが、交換した土地は何ですか、当然町が管理すべき水

路ではないですか。交換の対象となるのかどうか返答をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

交換した対象は水路でございます。この水路が図面上切り込みがなされていなかったと。当然管理上問題が残るということで、この部分で交換に応じたということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

副町長それはおかしいでしょう。元々町が管理をしないといけない水路がどうして交換の対象になるのですか。

わざわざ国に申請して財産の取得を行ったのに、どうしてそれが交換の対象になるのか常識では考えられないと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時29分

再会 13時39分

○議長 川野 高實君

休憩前に引き続き会議を再開します。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

時間を取らせて申し訳ございません。

まず1点目の1292番の3、この土地につきましては、元々里道ですので地番が存在していなかったということで、財務支局から譲渡申請を出しまして、許可を頂いて地番を付して分筆したということでございます。

里道関係につきましては、譲渡を受けた関係で一応町名義ということになります。水路につきましては町が管理していますが、図面の中に当時切り込みがなかった。いわゆる私有地に入っている状況になっていたということで、これは新たに分筆して確定し、その部分と里道との交換という処理をしたということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

年末の12月26日に保存登記をしまして、翌19年1月5日、僅か数日間の間に関から頂いた里道や水路が東氏との交換の対象になった。国に事業申請を行った里道や水路に関しては、通常国の法律では売買及び交換の対象にしてはならないというふうになってはいますが、

その点はいかがですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

この件に関しましては先程から申しますように、譲渡申請を受ける時に財務支局に交換前提である旨の説明をした上で承認頂いたということになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

副町長、そんなにおっしゃいますが、町が個人の便宜を図るために交換を行っただけのことで、これが違法ではないかというふうに思いますが。

またこれが売買の対象になるのかということについて、もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

いわゆる機能交換、これを全部処分ということになれば財務支局の許可も下りないと思います。一方的に払い下げということであれば、これは直接財務支局が払い下げということになると思いますが、先程言いましたように機能交換、里道敷きを地権者に帰属させて、水路敷きを新たに切り込んで町に帰属させるという、土地の交換ですので私の方は違法だとは認識いたしていません。

交換後の売買につきましては、当時事務処理として行っていますので、その後の個人的なことについては、実際に把握はいたしていません。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

鞍手町と東希 さんとの間で交換された土地の中で、先程言いました鞍手町新延1292-3、種目は雑種地、266㎡の土地が、じん芥処理施設組合との間で、実際に売買の対象となったわけです、実際に。土地の単価は平米当たり、何故か山の中でも宅地ということで、平米当たり1万1600円×260㎡で約308万5600円になります。

弁護士に尋ねますと、損害を与えたもので賠償の対象になる旨の話でした。個人に対して町が利益供与を行ったという判断が出来るということを知っていますが、その点はどうですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程から申しますように、当時建設課で事務処理を行っていますが、通常のいわゆる土地

の交換ということで事務処理を行っています。

その後売買とか、そういったことは当時私の方は知りませんので、通常の事務として行ったということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

副町長は通常の事務、業務だとおっしゃいますが、事実売買されたのに町が力を貸したということに現実なっているわけです。東氏とじん芥処理施設組合が売買の対象とそれがなったわけです。だから利益供与です。弁護士の先生も利益供与というふうにはっきり言っておられます。

そこで利益供与となれば、町長、首長が個人に対して利益供与の責任問題と共に、町長は土地交換に係わる責任者として、賠償の問題にまで発展しますが、その辺はいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆる町有地と東希 さんの地籍上の交換ということで、手続き上は財務支局等々でして、それが行政として何も用意がなかったと。

もう1つは便宜供与とか何とか、どういう形で便宜供与と何をもって言われているか知りませんが、あくまでもこの物件については鞍手町と東さんとの関係であって、便宜供与とか、等価交換であって、便宜供与が何で発生したのですか。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

利益供与というのは良く分かりますか、個人に利益を与えたということですよ。交換した土地が売買の対象になったから、交換された相手が利益を得たということですよ。事実それが利益を得ているわけです。町長は何の関係があるかと言われますが、これはじん芥の副組合長でもある町長が、この時点で気がつかなければいけないのに、これも気がついておられない。町長としての責任、じん芥処理施設組合の副組合長としての責任も重大な責任があると思いますが、その辺はいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

じん芥につきましては、じん芥処理組合の中で粛々とこれは行われたと。私は当然副組合長であります、そこの所につきましては堂々とじん芥処理の方で意見を述べて頂きたい。私達は今回の東さん、それから鞍手町、土地の入り会いを整備したということであって、そのために意図的には何にもそういうことはなかったと。私達は便宜供与を図ったという判断

には立っていません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

意図的ではないと言ったって、この結果がそうになっているから聞いているわけです。売買の対象になって、売買された方が利益を得たということで、それについて町長はどのような責任を感じておられるかと。じん芥の副組合長としてどのような責任を感じておられるかを聞いています。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆるじん芥の宮若外2町の関係につきましては、その機関で質して頂きたいと。私は何もこれに対して町が個人に便宜供与を図ったということは毛頭考えていません。

○4番 仲野 守君

町長としての責任、交換の利益供与に関して。

○議長 川野 高實君

利益供与でなかったかというところを、もう一度答えて下さい。

町長。

○町長 柴田 好輝君

何にも利益供与ということは関係ありません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

その利益供与も関係ない、責任も何もないというふうに感じておられるわけですね。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一部事務組合の問題は、一部事務組合の中で堂々意見を述べて下さい。私はあくまでも東氏と鞍手町の土地の関係についてしています。

一部事務組合の感想を聞かれても、そこに突き進んで、一旦決まった機関を一親組合がそういうことを軽率に言うべきことではないと私は思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

もう一度聞きます。鞍手町の町長として年末に6筆の土地の保存登記を行い、数日を於いて1月5日に交換の対象となった。それが3月20日に売買の対象になった。これが利益供

与でなくて何と言うのですか。

必ず個人が利益を得ているわけです。交換するためだけの土地の取得だったわけですか。その中で確実に金銭売買の対象になっているわけです。その辺の責任は町長としていかに考えていますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

言葉を返すようでございますが、東さんと鞍手町の関係は粛々と土地の交換ということで、これは法的に何ら抵触していない。

じん芥については、東さんが儲けたとか、利益供与を受けたとか、町がそれに荷担したとか、決して私はそういう感覚に立っていません。あくまでじん芥処理と東さんの問題であって、私はそこまでは、町として責任は感じていません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

先程から副町長もおっしゃっています、粛々と業務をこなしただけ。ですが、結果を見て下さい。わざわざ町が公印を持って行って直方の法務局で登記したわけです。

18年12月26日火曜日に登記されたのですよ。それが売買の対象になった事実があるから言っているわけです。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

結果がそうであっても、私はあくまでも粛々と東さんと鞍手町でそうやったということであって、利益供与とか9日にしようが3月にしようが何月にしようが、それは一部事務組合のことであって、私達はそれに立って粛々とやったと。何にも利益供与とかは一切ありません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

これが利益供与でなくて何ですか。あくまでも粛々と仕事をした結果がこういうことになって、仕事の仕方がまずかったわけでしょう。判断が甘かったわけでしょう。その判断の責任をどのように取るかと言っているわけですよ。判断は甘くなかったのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

判断とか、何をもって判断と言われているのですか。

○議長 川野 高實君
仲野 守君。

○4番 仲野 守君

要は、副町長が事務的に事務をこなしながらやったと、しかしこういうふうには売買の対象になった事実があると。誰が何と言っても売買の対象になった事実があるわけです。

それを確実に町長、副町長さんなりの指令がないと出来ないわけであって、簡単に土地の交換なんて、議会も何も知らない中で何時交換されたか分からない状況の中であっているわけです。こういうことが実際に起こっていいものだろうかと聞いているわけです。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

何回も言っているように、役場と東さんとが交換をしたということです。後は交換されたら東さんは一部事務組合と取引を事実されたわけです。じん芥処理組合議会で議決されたから、それに対して東さんが儲けたとか、儲けないとか、一方的に聞かれても私は何にも関係ないから。

○議長 川野 高實君
仲野 守君。

○4番 仲野 守君

実質売買の対象になっとなったが責任も一切考えないと。ただ勝手に土地の交換は俺がしたのだから文句があるかというような、乱暴な答えだと思います。

事務組合との緩衝地ということで、平成19年3月20日にじん芥処理施設組合が泉水の最終処分場の緩衝地を確保されました。東氏と売買契約をされたわけですが、その中で約3万5千㎡全体である中で、約1万7千㎡が売買の対象となり、残り1万8千㎡が寄贈ということになっています。

私が調査する中で、東さんがこれだけの多くの金額を寄贈された方がどういう方かなと調べましたら、とても寄贈されるような人ではないというふうに皆さんはおっしゃっていましたが、どうしてそういうふうになったのかお聞きします。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

公簿上は寄贈ということになっています。私は東さんが寄贈される方であるとか、ないとか、私が何でそこまで立ち入って、個人のプライバシーに入らないといけないですか。私は有難く頂いたという解釈です。

○議長 川野 高實君
仲野 守君。

○4番 仲野 守君

売買の対象となった土地が、皆さんご存じの、民生産業では視察に行かれたのではないかと思います。全て宅地ということで判断されて売買になっています。先程も申しましたように、何と平米当たりが1万1600円。これプールすると全体で平米当たりが1万円、坪当たり直しますと3万3000円、べらぼうな単価です。

先程申しましたように、東氏から寄贈頂いたものが、何故かしら平米当たりの単価が2700円しか見ておられないと。その辺の矛盾したもの、それと尚且つ金額にして約9200万もの金額が東氏からじん芥の方に寄贈になったというふうに書かれています。

じん芥処理施設組合に寄付でなく、構成市町の住民の皆さんに寄付ですよ。勘違いなさったらいけません。構成はあくまでも一部事務組合の構成というのは、関係市町で成り立っているわけです。関係市町は我々鞍手町議会も町民の皆さんを代表して、町民の皆さんの大切な血税を使ってこの土地を購入したりと、いろいろやっているわけです。

これをあやふやなことで済ましてしまったら、私達は町民の皆さんに申し訳ないということで、敢えて聞いているのです。その辺のからくりについての答弁をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

売買単価といいますか、用地の取得に関しては私達も不動産鑑定士を入れまして、その中で鑑定士に従いまして用地を購入した。その中で原野がありますが、例えば原野であっても実際は宅地並みのところもある、そういうことを勘案されて出たものではないかと思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

そのじん芥処理施設組合と売買に係わった議案というのが平成19年3月27日、ここに議案書第4号というのがあるのですが、この中の質疑応答でいろいろ文面があります。これを読んでいると時間が掛かります。

その中で正副組合長さんで出された結論であればいたしかたないと、あそこが宅地ではおかしいですね。平米当たりの単価が1万1600円というのは何ですかというようなものがありますが、それについてどのように思われますか。副組合長としての責任にも関わると思いますが。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

議会で決定したことでございますので、私から何らコメントする意思はありません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

議長、質問しているのですよ。答えて頂かないと質問にならないです。

単価に関しても先程から言うように、これだけの格差があるわけです。売買の対象になった1万7000㎡は、平米当たり1万1600円です。それと寄贈を受けたものの同じ隣接した土地で2700円です。この差、それと同時に寄贈は安い金額で見ても約9200万円です。これだけのものの寄贈を受けて、議会にも報告がない、構成市町の議会どこにも報告がないというのは不思議でならないのです。

どういふふうなことで報告がなかったのか答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆる寄贈というのは、自分達が議会に入る前から、前東町長、そしてじん芥の中で行った行為であるかと思えます。ただ私達は一部事務組合、それから親議会、自分達が議会に入っていい部分と、決まったことを粛々とやると、自ずからそこに聖域というのがあるわけです。

だからじん芥で決まったことは、最終結論はそこが決定権を持っているから、私達がこの場である時はそうやった、こうやったと、決議事項を覆すようなことは出来ないわけです。貴方はそこは議長までされて、組合員、議員になっていたから良く分かっているでしょう。

そういう中で一部事務組合は構成されて行かれているわけです。万が一そこで疑義あるとするなら、一部事務組合に行って、今言われたとおり、粛々と意見を言って頂いて対応したらどうですか。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町長考え方がおかしいのではないですか。この親会議会の議決を反映して一部事務組合で運営なさるのですよ。一部事務組合が先に決めたものを親会ではないのですよ。我々構成市町の議会で決めたものを一部事務組合で粛々と検討する。また一部事務組合で決まったものを親会である関係市町に持って帰り検討するというのが議会ではないでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私は一部事務組合の執行部に提案されたものを親議会に報告すると、私はそういう判断に立ってきています。ただ逆の場合もあるやに思いますが、その時はこういうことがありよるよということは自然に皆さんに報告しながら、過去にも一般質問の経緯もあります。

そういうことでやって行っておりますので、一部事務組合は提案者、執行権者がそこで決

まったものは、決まったことを尊重して、いみじくも今仲野議員が言われています意見を、じん芥処理一部事務組合に行って、組合長なりに堂々と意見を述べてして下さい。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町長もおっしゃたではないですか、この親会議会の決まったものを一部事務組合に持って行って検討するのだと、正しくそのとおりです。

一部事務組合でできた寄贈の問題、土地の売買の件、先程言ったように町民の皆さんの大切な血税を使っているわけです。そういうものについて、寄贈について、これだけの金額の寄贈があったということを、どうして親会議会に報告がないのですか。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私達は議員になって、前東町長が寄贈されたとか、そういうものについては理解をしておりませんでした。ただ執行権は一部事務組合の組合長が持っているわけです。その中で決定したこと等々につきましては、私達は各市町村議会に報告すると。

○4番 仲野 守君

報告はあっていないでしょう。寄付とか何かありましたか。

○町長 柴田 好輝君

その当時私は議員もしていないし、経過は分かりません。ただ寄付行為を受けたということは、今分かっているわけです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町長は19年3月はまだ町長をなさっていなかったわけですか。町長をなさっていて一部事務組合に出ているのです。だから言っているのですよ。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

前東町長から、これは町長が一部事務組合に寄贈されたとかは知らなかったと言っているのです。

○4番 仲野 守君

報告がないという答えになっていないでしょう。

○議長 川野 高實君

議会に報告していないからという質問ですので、議会に報告したか、していないかだけ答

えて下さい。

町長。

○町長 柴田 好輝君

議会に報告したかしていないかは、今議事録を持っていませんので後で報告します。

○4番 仲野 守君

今お願いします。

○議長 川野 高實君

仲野議員、直ぐには分からないということですが、何年前の話ですか。

○4番 仲野 守君

19年の3月議会です。

○議長 川野 高實君

それが分からないとこれからの質疑が進められないのですか。

答えが議会に報告したかどうか分からないということですので、それを探すのに手間が掛かると。その問題がはっきりしないと先に進められないということですかね。それがなければ次に進められないということであれば、休憩をして探してもらいますが。

○4番 仲野 守君

そういうことでなく、質問したことについて、確実に1つずつ答弁を頂きたいということです。それが質問者としての趣旨です。

○議長 川野 高實君

町長、今直ぐ分からないのであれば、もう一度はっきり言って下さい。

町長。

○町長 柴田 好輝君

当時の担当者、関係者は退職して居ませんので、その辺の議事録等々がどういう状況になっているのか、1～2分では出来ないようでございます。後日説明させていただきます。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

関係者はいらっしゃらないかも知れませんが、町長が副組合長として必ずその席に居られたので、もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

その寄贈であるということは分かっていますが、その辺のところの小さいやり取りについては、私は分かりません。だからその時にどういう経過にあったかは調べないと分からない、軽率に言われないと言っているのです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

これは小さいことですか。金額もばらばらながら9200万円もの寄付を頂いて、それが小さなことだと私は判断出来ません。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

寄贈は9200万円、そこは一部事務組合と東さんとの売買の過程であって、その辺が寄贈というものは前提で審議しておりません。東さんの土地は買って、町は一部事務組合がこれだけ買ったという中で審議が進められたと判断しています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

時間がなくなりましたが最後に、今年の2月下旬に開催された一部事務組合の代表者会議の席で、町長は泉水の最終処分場の緩衝地に土地を譲渡してくれと頼まれましたね。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一部事務組合には緩衝地を含めて土地をお願いした経緯はあります。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

緩衝地の持つ意味を説明して下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

緩衝地ですから地域住民の緩衝、騒音、じん芥、その他、そういうものを含めて私はそういう判断に立っています。

緩衝地につきましては、今後は設置するという事で検討は進めて行かなくてはいけないと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

緩衝地とは居住区との間で、例えば一部事務組合と居住区との間で摩擦を防ぐために設けている空間のことを緩衝地と言います。覚えていただければと思います。

その緩衝地に改良住宅を20棟建てるという計画が上がっていますがいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一応全員協議会でも、そこは報告があったかとは思っておりますが、まだこれについては具体的にNEDOとの話がついていません。今からの協議事項です。

○議長 川野 高實君

仲野議員、時間が経過しましたので終了をお願いいたします。

これで仲野守君の質疑を終了いたします。

次に11番議員 宇田川 亮君の質問を許可します。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして2つの点について質問をさせていただきます。

まず1点目は学校給食についてです。

学校給食法では、第1条の目的で、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとし、第2条目標で日常生活に於ける食事についての正しい理解を深め、望ましい習慣を養う。学校生活を豊かにする食糧の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこととして、学校給食は教育の一貫であるとの法的根拠が確立されています。

しかしながら国の、その時々々の食糧、農業政策により、食の安全について問題を抱え深刻化しているものもあります。これまで輸入小麦の検体から有機リン系の農薬が検出される事件が起こり、安価で調理の手間が短縮出来る輸入冷凍食品は、2002年に冷凍ほうれん草から基準値を大きく超える農薬が検出され、農薬やカビに汚染された輸入米が食用に加工され、給食用食材となっていました。

更に96年のO-157事件で、学校給食で死者も出ました。この結果、各地で子どもと食の安全を守る様々な取り組みが行われ、輸入食品よりも地産地消の推進や、一括購入を避け、規模を小さく購入すること、栄養士の全校配置等が進められています。

鞍手町の学校給食は小学校、中学校とも共同調理場方式による完全給食となっています。また安全な給食を基本にした食材購入にも細心の注意を払って来られたと思います。

まず初めに、鞍手町での学校給食の現状と今後の見通しについて、財政面と学校現場からの要望、特に給食回数についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご質問にお答えいたします。

昨年の東日本大震災及び福島原発事故等の未曾有の災害により、水産品、水産加工品、野菜類、果物等に影響が出まして価格が高騰しましたが、平成23年度の給食費の見通しとしましては、収入総額6756万2377円、支出総額6697万9155円、差引58万3222円繰越の見込みでございます。

給食回数でございますが、年間190回実施予定をしています。また平成24年度以降も公益法人福岡県給食会が安定化資金を投入し、食材の価格変動が大きくならないように図られています。

鞍手町におきましても、出来るだけ保護者負担に影響が生じないように価格変動には細心の注意を払いながら、健全な運営に努めてまいります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

平成23年度の財政面につきましては、58万円ぐらいの繰越金が出ているということですが、しかし2月23日に行われました学校給食共同調理場運営審議会に私も出ていますが、この中で報告された内容では、平成23年度に前年度の繰越金が248万円ありました。それが今年1年終わって、見込みですが、先程教育長が言われましたように58万弱ということで、前年度の繰越金を、言い方は悪いのですが、少し食い潰しているというような状況があると思います。

先程教育長が言われましたように、価格変動があって高騰しているということと同時に、先日の審議会では、来年度は今年価格を抑えさせた分が跳ね返りで、価格が高騰していくというような報告もされたと思いますが、この点についても今後の見通しとしてお答え頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

ご指摘のように、今年度見込みとしましての繰越金は58万円強ということで、昨年の繰越金は247万円強ということでございましたので、差額が189万円強出ています。

これは震災のショックと申しますか、非常に青物、或いは魚類が急騰しまして、品薄が続いたといったところから、非常に価格差が出て来ています。

来年度につきましては、今安定化にありますので、ここまではないと思いますが、もし価格高騰等がありましたら学校給食会、年間福岡県で2千万円から4千万円補填をするということを確認しています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

2千万から4千万補填するという答弁ですが、しかしながらこれはうちだけに補填されるわけではなくて、学校給食関係のところ全てに振り分けて行くというような形になって来るのだらうと思います。

来年それを見越したとしても、審議会でも言われていましたように、平成24年度は前年

度の値上がり分を価格据置とさせた分の価格への転嫁があること等から、本格的な大幅値上げが行われると、担当者の方からはっきり言われました。その時は学校給食会から云々という話はありませんでしたが、それを差し引いても今年度抑えさせた分が既に価格転嫁されることは間違いないというようなことも言われて、財政的にも非常に厳しいような財政状況になって来るのではないかと思います、その点についてもう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

現状では、平成24年度は現在の給食の内容を維持して、価格も大体運営出来るという状況下に分析をしています。ただ1つには、学校給食会が納入します食材につきましては、給食会が高騰分を補助して行きますので価格に変動がないと。

一方では地産地消という進め方もありますが、これは非常に価格変動がございます。昨年と本年度を比較しますと、大体平成22年度につきましては、学校給食会に依存した分が63%強、本年度1月末でございますが、価格が上がったという状況で学校給食会に依存した分が66%強ということで、学校給食会の方に食材を頼る部分が強くなっておる実態がございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

財政面から言えば学校給食会へ依存して、その価格高騰の分については幾らか補填はされるという見込みということは分かりました。

もう1つ、審議会の中で出ていたのが学習指導要領の変更というか、改定というか、中学校の授業時数が来年度から70時間増えると。それを確保するのにもの凄く苦労している。その中で給食回数を始業時から、若しくは始業時の次の日から増やして欲しいと。そこから給食を開始して欲しいというような意見も学校の方からも出ていました。

だけどなかなか材料費、財政面の点から難しいのではないかと、やって見て少し余裕が出来ればそこから2~3回はというような話もあったと思いますが、その点について、学校の要望に応じて行かないといけないと思いますが、その点について教育長の考えをお願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご指摘のように新学習指導要領で小学校、中学校ともに授業時数が1割増加しています。中学校におきましても各学年の授業が年間35時間プラスといった実態がございまして、授業時数の確保というのが非常に問題になっています。従って以前は過去平成20年度近くまでは、学校が始まりまして3日間ぐらい準備期間ということで、185日ぐらいの年間給食

でございましたが、昨年度から授業時数の確保を前提におきまして始業式の翌日から、出来れば始業式からという思いもございますが、翌日からやりまして年間190というのを確保して行くと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

何とか子ども達のカロリーだとか、栄養のバランス等を落とさないで、回数も増やして行きたいというお考えは分かります。しかしながら、先程言いましたように、繰越金自体が単年度の収支で言えば今年度は完全な赤字だったのです。来年度はどうかというと、それもちよっと私の見込みは単年度で言えば赤字になるのではないかと思います。

学校給食の運営と安全については、政治の動向、経済状況によって左右されます。しかし現状では、それらによって左右されないように出来るだけ努力はされていますが、先程言いましたように繰越金の減といったものもあります。

現在給食費だけで食材費は運営していますが、これによって単年度で赤字、この中で授業時数が増え、給食回数も増やして欲しい、カロリーも維持し、栄養バランスも維持し、そして美味しい給食をとすることはなかなか難しいのです。

何が起こるか分からないこの状況で価格変動があって、学校給食会に依存していない部分について、財政面で言えば相当なダメージが単年度で起きてくる。そういう時に今の現状では、給食費だけではなかなか対応出来ないと思います。そういうことで、現在の食材費を給食費だけで賄うということについては限界に来ているのではないかと私は思うわけです。

そういう点について教育長と町長からも是非考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

現状では、24年度は安定化に向けた形で、本年度並の給食内容、栄養価その他也確保出来るということを給食センター等も話し合って、そういう形で推進して行きたいと思っております。

一方では、今ご指摘のように学校給食会に依存度が高くなりほしくないかという心配もございますが、1つには、これは保護者が非常に心配されている部分がございます。放射能問題、これは組織的に学校給食会は検査を福岡県でもやっていますし、安全・安心な食材が提供出来るという利点もございます。

九州地区の農産物等につきましては放射能汚染もございませんが、風評被害があってはなりません、安心・安全な食材を提供して、しかも栄養価は十分充足出来る形で行きたいとこのように思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今質問者が言われる、給食費は将来不安定ですよということであろうかと思えます。ただ今鞍手町が保護者の自主管理というか、そういう形で運営されていますが、私はそれはそれなりに良いかなと思っております。

そういう中で、やはり23年度のように東日本の震災、天候不順等々で農作物が不安定で供給のバランスが崩れているということで、野菜等の高騰ということも言われています。基本的には、前回は500円、500円給食費を上げたという経過は聞いています。そこを上げれば問題は解決しますが、決してそれが全てかと、私は決してそうは思っていないし、そういう事態になった時は、それなりに状況を踏まえて今後保護者の負担にならないように。

ただ補助金を出すだけでなく、地産地消とか計画的に食を提供する組織も大事かなと思っております。農協青年部の方も一部については取り組みをされていますが、総合的に鞍手町の農業者が、何が提供出来るかというものを捉えながら、野菜等が高騰した場合は一時的であっても手当の検討はする課題であろうかと思っておりますので、その辺を含めて回答とさせていただきます。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今の食材費の給食費だけで賄うということについては、町長も少し疑問を感じているという答弁だったと思います。

今学校の方で、早寝、早起き、朝ご飯という言葉がありますが、こういったキャッチフレーズがあるとおり、今、朝ご飯を食べる子どもが少なくなって来ている。合わせて食習慣の乱れ、子どもの生活習慣病、栄養バランスの偏り等が心身の発育に影響を与えることが、今大きな社会問題となっています。食の教育というものが重要視されています。

2004年には学校教育法の一部改正が行われました。その中で栄養教諭制度が出来ました。2005年には食育基本法が制定され、2008年には学校給食法の改正がおこなわれました。ここでは新たに第8条で児童又は生徒に必要な栄養量等、学校給食を適切に実施するために必要な基準を文部科学大臣が定め、学校設置者がその実施に努めるということが謳われています。

また第9条では、学校給食衛生管理基準が義務づけられました。このことにより学校給食は栄養補給のための給食に止まらず、学校教育の一貫であるという趣旨がより明確となり、給食を生きた教材として食育を推進する上で重要な観点となります。

そこでお尋ねしますが、現在中学校の統合、それからその先にある小学校統合といった問題も今考えているところだと思えますが、こういったものを契機にして、給食運営自体を全体的に見直して行く必要があるのではないかと思います。

具体的には、先程言いました教育の一貫という面から言えば、当面、先程町長も言われましたが、食材費購入の援助は今の運営の仕方からすれば、一部でも町の方から補助すべきだ

と思います。これについて答弁をお願いします。

また将来的に言えば、食の安全、地産地消、こういった面で言えばやはり自校方式を含めて給食の在り方自体を見直して行くべきだと考えます。というのも食の安全と言えば、一括購入すれば、その中に色々な菌等が入っていれば全体にそれが広がって来る。それが小規模な購入に止まれば、一部ではありますがそこで止まるというようなこともあります。

地産地消では一括購入が中々難しいと言われていています。ですから地域の作った方の顔が見え、それが食育にもなって来ると思いますので、そういう意味で自校方式というものが今見直すべきではないかなと思いますので、統廃合という話も出ている中で、こういったものも含めて是非検討していく必要があるのではないかと思います。

当面の食材費購入の援助についても是非答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。栄養のバランス、食材購入の方法、その他ございましたが、今年度のような急激な物価の高騰、こういう厳しい状況が今後も予想されます。そういった場合、先程ご指摘頂きましたが、食材費を賄うことが出来るのかということも含めましてお答えしたいと思っております。

町長も答えられましたように、平成23年度のような急激な物価の高騰で、学校給食の運営に支障を来すような場合には、教育委員会といたしましても町長部局と協議いたしたいと思っております。

また3番目のご質問だと思いますが、センター方式の共同調理場の運営、自校方式と申しますか、その部分につきまして、統合問題と絡めてのご質問でございます。一方では社会の流れは少子化の影響で、例えばパン、或いは米食の加工委託業者が段々少なくなっていると。経営すればするほど厳しい経営状況下になるということで、現在そういった工場が減りつつあると。全国的或いは県内を見ましても、1つには共同調理場、自校方式ですね。自前で米飯炊飯が出来るような施設を持ってやって行く、将来的にはこういった考え方も考慮して、完全に子ども達が学校給食で栄養補給、或いは食育といった部分の学校給食の狙いを達成出来るように、将来的には考えていかなければならないと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

前の質問に私の考えを触れました。基本的にはそういうことでございます。今教育長が言われましたように、そういう状況になった時にはその時に協議して、あまり保護者に唐突な負担をかけるということはいかななものかと思っております。但し自校方式とか色々ありますが、私は鞍手町の人口構成、今の児童数をした時に、今のやり方で内容を濃くしてした方がいいかなとかように思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

食材購入に影響が出た時はということだけでなく、先程言われましたように授業時数が増えたということから、学校の要望を極力取り入れて、給食も教育の一貫、授業も教育ということできっちり応えて頂きたい、そのために是非努力して頂きたいと思います。

次に進みます。

子どもの医療費無料化についてお尋ねします。柴田町長になって、それまで県の基準は入院、通院とも3歳未満までは子どもの医療費は無料でした。そこを町単独で2歳引き上げて5歳未満までに拡充されました。

その後に県も県民の強い要望に応じて、小学校入学前まで医療費を拡充したということです。しかしこの間、子どもの医療費助成を拡充する自治体が今大きく広がって来ています。町として把握しているのか、中身についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

乳幼児医療費においては福岡県の基準を上回って実施している市町村は、平成23年4月1日現在県内60市町村の内、本町を含めて50市町村であります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

プラス、昨年の12月議会で、次から2012年度中に、例えば大牟田で小学校6年生まで拡充するとか。糟屋郡7町では小学校6年生まで、今言っているのは入院のみですが拡充する。そういった市町村が昨年の12月議会だけで沢山生まれて来ているわけです。

今年度の当初予算の説明でも、乳幼児医療費の町単費の予算が減ったという説明もされています。そういう意味も絡めて県基準を上回って、鞍手町でも無料化を拡充して頂きたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

鞍手町の医療費に対する考え方としましては再度言いますが、通院で600円、入院で1日500円を月7日間を上限としていますが、3歳以上所得制限がありますということで、通院、入院とも小学校就学前まで無料としています。5歳以上は所得制限を設けているというのが実態でございます。

ただ少子化によりまして町負担も減っている中、無料化を拡充するということですが、実際調べて見ますと、本町の入院医療の医療費は平成21年度で2602万4千円、

その内町負担が1634万円。平成22年度で3438万6千円、内町負担が1966万5千円。

平成23年度では3247万円の内、町負担は2038万8千円となる見込みであります。実際児童数は減っているが医療費は右肩上がりになっているような結果が出ています。そういう状況の中で非常にこれに係る財政的なものが厳しいなという感じは持っていますが、いわゆる乳幼児医療費の無料化の拡大については課題でございますが、財政の安定化に向けて取り組んでいるところをご理解頂きまして、将来的にこれがどうなのか私は決してそれをしないと言っているわけではありませんが、現時点では今の状況を踏まえたところ、財政の問題も考慮して頂きまして、今の時点ではちょっとと不可能であるということをお申し上げます。

以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

財政のことも考えてくれということですが、子どもを持つ親の財政もちょっと考えて頂きたいというのがあります。

今年から扶養控除が廃止になりました。1人38万円の控除が廃止になって、その分が町の方に入って来ているという状況になっていると思います。これは税務課長が答えられるかどうか分かりませんが、この分がどのくらい上乗せ分として町に入っているのか、それをお答え頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

議員の質問になりました扶養控除の廃止の件でございますが、まず扶養控除につきましては所得税側で38万円の控除が廃止になると。それを受けた住民税につきましては24年からになりますので、まだ現状ではどれくらいの増額というところまでは算出していない状況でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

所得税ですね。今確定申告の時期ですが、その中で今まで子ども1人居れば38万円の控除があったわけです。高校生も12万円の上乗せがあったわけです。それが今年からなくなっている、そういう意味で言えば家計はその分もの凄く苦しくなっているのです。

かといって子どもが病気になったら医者に連れて行かないわけにはいかない。そういう意味では、県内各自治体で様々に県の基準を超えて、例えばせめて小学校3年生まで無料だとかということを決めているところが沢山出て来ているわけです。例えば1歳増やしたらどの

くらい町の負担が増えるのかだとかというのも含めて具体的に是非、町長も一概にはしませんというわけではありません。と趣旨は理解して頂いているようなので、そういうのを含めて是非検討して頂きたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

議員は1回1回追い込み方が、枠が狭くなって来ているから、大枠として精神論は理解して頂いて、鞍手町の子どもは掛け替えのない財産でございますので、金がないからといって一辺倒で駄目というわけにはいかないところはあります。一つご理解して頂いて子育て支援については極力行政もやって行かないといけないと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

全国的に見たら各都道府県がやっている医療費の助成ですが、これを見ますと、今就学前まで無料にしている、ここは最低年齢になって来ています。福岡県もそういうところですが、中には中学校卒業まで無料にしている。これは都道府県単位です。東京都とか大きな所も入っていますがそういう所もあります。

勿論県に対して拡充をこれまで以上に要望を強めて頂きたいというのがありますが、もう一つこれは47都道府県、全ての都道府県が子どもの医療費助成をやっているわけなので、この無料化制度を是非国に対して創設を求めて行くということ、あらゆる関係機関を通じて要望して頂きたいと思いますが、それについて答弁を求めます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

福岡県の基準を上回って、独自助成を実施している市町村は、先程申しましたように県内の市町村80%を超えている状況から、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした乳幼児医療費支給制度には、各市町村間で格差が生じていることは事実ですが、これから支給制度、負担軽減、額の均一化を図るために、本町としましても近隣市町村と連携を取りながら、県に乳幼児医療費支給制度の拡充を要望して行きたいと思っております。

県の方は、全国知事会を通じて要望されていますが、町村会としましては今後そういうものを含めて、極力そういう会議の場で意見を訴えて、それに対して要望して行きたいと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

そこは是非強めて頂きたいと思えます。

一つお知らせしておきますが、先程県内の状況の中で、例えばお隣の遠賀郡4町、芦屋、水巻、岡垣、遠賀町で、岡垣町を除いて、通院については小学校3年まで、岡垣町も含め遠賀郡4町は、入院はそろって中学校3年生までに拡充するという事は、確実な情勢となっているというふうに聞いています。

ですから、そういったものの格差が広がらないように、鞍手町が本当に育てやすいというような町をアピールして行くためにも、是非真剣に検討して頂きたいと思います。

このことを要望して質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

休憩 14時52分

再会 15時00分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

5番議員 田中 二三輝君の質問を許可します。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

通告に従って一般質問を行います。

本日は農産物のブランド化についてお伺いいたします。

鞍手町の農業は本町において基幹産業であることについては多くの方々が認識されていることだと思えます。

町長も幾度となく農業は鞍手町の基幹産業であると言われていたと思いますが、今でもそのお考えに変わりはありませんでしょうか。そのことをお聞かせ頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

第4次鞍手町総合計画の基本方針や鞍手町総合計画後期基本計画の中の基本施策である、活力ある農業の推進、未来に繋がる明るい農業を支援する町と謳っているとおり、鞍手町の基幹産業であるという考えには変わりありません。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

基幹産業であるというお考えには変わりがないというお答えでした。

その農業振興のために農産物のブランド化を進めていく必要があるというふうに考えております。付加価値を高めることで農業基盤の安定と振興を図っていくというイメージで私は捉

えておりますが、町長の言われる農産物のブランド化もどのようなイメージなのかお聞かせ頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

農産物のイメージ感だと思います。近年消費者ニーズや流通販売形態も多様化、産地間競争も激化等で他市町村の農産物よりも優れた特徴、魅力ある鞍手町の農産物を安心、安全なものとして消費者に提供していくことと考えています。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

では、その考えに沿った現在の取り組みの状況、もしくは進捗状況等がございましたら教えて頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

本町におきましては福岡県のブランドである、米の「夢つくし」、「元気づくし」、小麦の「ラー麦」、いちごの「あまおう」の生産や、いちじくの「とよみつひめ」の生産、面積の拡大に取り組んでおります。

本町のブランドである巨峰では鞍手町商工会が法人化組織した株式会社「夢工房くらて」が生産しています、若摘み巨峰のワインや、若摘み巨峰のピネガー等の商品開発の支援を平成20年度より行っております。また、認定農業者が生産拡大品質向上を図るため、活力ある高収益型園芸産地育成事業に取り組み、加温ハウスの導入に伴う財政支援も行っております。以上です。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

農産物の付加価値、この考え方でいきますと、いろんな今おっしゃられた農産物の中でその生産途中の管理、または育成方法等に新たな技術を取り入れ、より健全な農産物を作成することにより、安全性を高め、消費者へ提供すると。同じ品種であっても違いがあるものを付加価値という形で商品化していく、そういう必要もあるのではないかと思います。

また、県外では独自性を持った生産方法等、もしくは独自性のある品種を開発して地域限定商品を作って売り出している。そうすることで集客力があり、農業だけではなく地域産業も発展していくという先進地があると聞いております。これらの先進地を良き手本として新しい技術の導入や、品種改良は我が町にとって必要不可欠であるというふうに私は思っておりますが、町長、この辺のお考えはいかがでしょう。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君
田中議員の意見に同感であります。以上です。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君
同感を頂きましたことに感謝申し上げます。では積極的にこの形を作って行く、そのためにももっと必要なやる気のある地域ブランドを作る時間、こういうものと若い方が生産意欲を燃やすことに前向きに取り組んで頂くためにも、ある程度の資金援助が必要になると思いますが、その辺のお考え。それと大規模化していき、黒字農家を育成していくというお考えをお聞かせ頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君
技術導入や資金の援助ということでございますが、鞍手町農業振興事業費補助金交付要領を制定しまして、鞍手町の基幹産業である農業の技術向上や、経営の安定並びに農業に対して意識向上を図っております。平成24年度は当初予算にも計上しております活力ある高収益型園芸産地育成事業や水田担い手機械導入支援事業に取り組み、品質の向上、品種の切り替え、収量の増収等に向けた財政支援を行うと共に、技術指導を普及指導センター、農協等と協力して行っていくこととしております。以上です。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君
鞍手町で農業をされている方、かなり若い方も多くいらっしゃるというふうに聞いておりますし、その方々の農業生産技術は必ずしも低いものではないとも聞いております。

若い農家の方々がより一層新しいものに取り組んで行ける環境、資金的なものがあるということ等を是非強く広めて行って頂きたいと思います。

話題を変えて販路拡大ということについてお聞きしたいと思います。農業者の悩みはこの販路拡大にあるというふうに聞いております。販路は拡大したいけれども、その分配送等に手間が掛かり、今は現状に甘んじているというのが現状だと聞いております。

町内外の販売店等に鞍手農産物コーナー等を設置して頂くようなトップセールスを行うことで町が指導する販路拡大ということに繋がっていくのではないかなと思いますし、生産者の意欲拡大にも繋がると思います。鞍手町の農産物をより広くアピールするためのトップセールス、そして販路の拡大に手助けをする町の取り組みについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

私が東京事務所の福岡県特産品展示コーナーに鞍手町の特産品のパンフレットやリーフレットを持ち込みまして、在京者にPRをして頂くようお願いをすると共に、東京事務所を通じまして機会ある毎に企業等に紹介して頂いております。

また、農林水産まつりや天神地区に於ける筑豊フェア等においても鞍手町の農産物の展示や即売を実施しているところがございますが、このような催し事には日程の調整が出来れば積極的に参加して行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

なかなか町長の立場で各店舗を巡ってお願いをする。私がイメージしているこの農産物コーナーというのは、各スーパー等々でワゴン1台でもその期間中に鞍手の農産物として売って頂く、そういうコーナーを貸して頂く。そういう販路拡大ということを私はイメージしておりますが、町長とはその辺は少しイメージが違うようですが、今後もトップセールスを必ず続けて行って頂くと理解してよろしいでしょうか。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

農産物に限らず作ることは比較的容易であります。販路というものは売ることが難しいという認識に立っております。

東京のみならず関西等に鞍手町出身の立派な方が居られます。その方達との協議の場を与えて頂いて機会があるごとに鞍手町のブドウやワインや野菜等いろいろなことについてお願いしている所でございます。

田中議員の言われる趣旨については私も全く一緒でございます。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

先程も申しましたが、町長が言われるワインや巨峰等についてはどこの特売所で買わせて頂いても味はよそに劣るというものではないと思っております。本当に美味しいものが出来ていると思っております。

私は非農家ですので、農産物を作る苦労や技術はありませんが、個人的ではありますがブランド化や販路拡大について微力ではありますが模索をしているところもでございます。是非そういうものが形になった時には町長と内容等についてご説明をし、ご協力頂けるところはご協力頂きたいと思っております。

農業には大きな潜在力があると考えております。生産、販売、加工、流通、そして雇用という大きな可能性があるとは私はそのように思っております。そのような鞍手町の基幹産業である農業の振興について、更なる強い決意と強い取り組みで今後も進んで行くという力強いお言葉を町長に最後に頂きたいと思っておりますがいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

只今縷々申し上げましたように、鞍手町は農、工、商の3本柱が三位一体になって初めて鞍手町の町おこし、地域おこしに繋がると思っておりますので、ただ行政だけのノウハウではとても迫り着きません。いろいろ良い意見がありましたらそういうものを取り組んで行って町づくりに頑張りたいと思っております。私の農業に対する基本的な考えというのは何ら変わっておりません。

更なる前進あるのみということで取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

最後にもう一度申します。とにかく農業のブランド化、これについて僕は大変意義のあることだと思っております。これを成功させることによって町の振興に繋がると考えております。

是非地域ブランドを作成する新しい意欲ある農業者に全身全霊をかけて道筋を作っていくということを強くご期待申し上げまして私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に1番議員 熊井照明君の質問を許可します。

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

第4次鞍手町総合計画後期基本計画に、公営住宅により安心した暮らしを提供しますとあります。県営団地については八尋県営団地の建て替えが終わり、現在倉坂県営住宅団地の一部が取り壊しとされ造成も終わっております。これから建設が始まり一期工事、二期工事です約60戸が入居出来る団地が完成するという話を聞いております。町営住宅の建設については、平成23年の6月議会の一般質問にも出ておりましたので、重複する部分が出てくるかと思いますが、ご答弁の程よろしく願いいたします。

まず始めに町営住宅の役割について町長はどのようなご認識かお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町営住宅の役割は公営住宅法などに定められていますが、住宅に困窮する低所得者に対して低額な家賃で住宅を提供することが目的と定められていますので、町といたしましてもそのように認識しております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

公営住宅法に書いてあるとおりであります。それに付け加えまして本町は人口が減少しております。その中でも他の住宅を求めて町外に転出しないようにするのも1つは町営住宅の目的の1つではないかと私は考えております。

次の質問に移ります。木造住宅については耐用年数が過ぎた空き屋は撤去をするという平成23年6月議会での答弁でした。木月の町営住宅も3、4戸ほど撤去されておりまして、車を駐車する場所が少ないということで、その敷地には草が生えないようにバラスが敷き詰められております。草が生えないようにしているということは大変良いことだと思いますが、木造住宅が建設されている団地名と戸数と建築年度を教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

木造住宅が建設されている団地は町内に6団地171戸あります。建設年度は昭和28年度から平成17年度に建設しておりますが、詳細については担当課長に説明をさせます。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

木造住宅が建設されている団地名、戸数、建設年度については高ノ口町営住宅が10戸で昭和28年度、唐ヶ崎町営住宅が28戸で昭和30年度と31年度、新北町営住宅が15戸で昭和34年度、木月町営住宅が21戸で昭和36年度と45年度、榑崎町営住宅が27戸で昭和39年度と45年度、それと幸ノ浦の改良住宅でございますが70戸で平成14年度から17年度に建設いたしております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

どうもありがとうございました。幸ノ浦は平成14年から17年ということで1番新しいと思いますが、その他の住宅については昭和28年から昭和45年に建設された住宅ということでよろしいですね。

次の質問に移りますが、公営住宅法上の構造別の耐用年数についてお知らせください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

町長に代わってお答えいたします。公営住宅施行令に於ける構造別耐用年数は耐火構造住宅の耐用年数が70年、準耐火構造住宅の耐用年数が45年、木造住宅の耐用年数が30年となっております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

木造住宅は30年と言われましたが、先程言われました建築年度からしますと、建築後41年から58年経過した住宅ということになります。木造住宅については耐用年数が18年から28年経過しているということになります。

木造住宅の高ノ口等ですが、屋根の葺き替え工事等は行われたことは承知しておりますが、老朽化していることは皆さんご存じだと思います。鞍手町は幸いなことに大きな災害に見舞われておりません。このまま大きな災害に見舞われない鞍手町でいられれば良いことだと思いますが、東日本大震災も想定外の事が起きております。また平成7年には阪神淡路大震災で地震による死者の内、約8割が木造家屋の倒壊による圧死という報告がされております。町民の大切な命を守り、安定した生活を保障する上での老朽化した町営住宅の建て替えは必要と考えます。これらの木造住宅の入居者全員が退去されたら全部取り壊しをして町営住宅の建設はされないのか。今後の町営住宅建設予定についてお伺いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

現在保有しています住宅は老朽化によりまして建て替えの必要性は認識をしております。ご存じのように一部団地では維持管理費が増大している状況にあります。建て替えの為には諸条件があります。現時点では住宅保全のため維持管理に努めていくこととしております。尚、防災等については区長さんをお願いしながら、地域自主防災組織を今立ち上げているところでございます。区単位で今何が一番この区は防災に対して危機があるかということも含めまして、それに対する防災についての訓練をしていかなければならないと思っておりますので、そういうことも含めてご理解をしていただきたい。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

今後の町営住宅の建て替えについては未定と考えて良いということですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今の状態では必要は認めるが、その中でいろいろと規制が掛かっております。町営住宅を建て替えるにはそういうものもクリアしなければならないし、今住んでいる方が100%こうですよということにはなりません。これに失敗した事例もございますので、この辺は住んでいる住民の方と慎重に意見を交わしながら進めて行かなければならないと思っております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

平成20年の3月に公営住宅のストック計画というのが立てられていると思いますが、この中では公営住宅の建て替えは、需要や社会動向や事業の進捗等を踏まえて、適宜見直しをしていきますと書いてありますが、53項に木月と榑崎ですが、建て替え予定、前期計画と後期の5ヶ年計画25年から29年の間ですが、こういうふうに書いてあるのですが、このストック計画についてはどのようになっているのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

代わってお答えします。この住宅のストック計画といいますのは、1点目はどの町村も非常に財政が厳しいということで、先程町長が申しましたように建て替えというのがいろいろな諸条件、特に財政上もありますが入居者の問題等いろいろな問題があって、なかなか進められないということで、1つはこの計画を立てた目的というのは既存の住宅の長寿命化を図っていくというのを基本においております。ただどうしても5年計画、10年計画という計画性が必要ということで一応出しておりますが、現実には入居者には実際に公営住宅を建て替えますと応能応益制度ということで家賃も相当上がります。今は低額の家賃ということで入居されている中で、なかなか全てをやり替えるということは直ぐには出来ないという実状もございます。そういったことから交付金事業として取り組む為には、どうしてもこういう計画を策定して、出来るだけそれに沿ってという前提がございますが、今の状況では非常に厳しいという部分があって、何とか住宅を長持ちさせる手法を取っております。そのために交付金等の申請も行っているというのが実状でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

いろいろな事情と言われるのは分かりますが、このストック計画と長寿命計画を平成25年までには作らなければならないと思いますが、長寿命化を図ると先程副町長が言われましたが、その長寿命化計画というのは作成されるのですか。それともストック計画で終わりということですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

ストック総合計画も当然見直しというのが出てきます。ストック総合計画というのは今保有している住宅を出来るだけ長寿命化策を取りますということで、例えば大規模改修もあり得ると。現状では全ての団地をやりますと、応能応益制度も当然絡んで来るということで現状では何とか維持管理の方でこの対応をしていっているのが実状でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

いろいろな事情はあるでしょうが、ただ特に高ノ口は昭和28年で見られたら分かると思いますがかなり老朽化しております。壊れない内に建て替えも私は必要ではないかと思いません。

次の質問に移ります。町営住宅使用料滞納問題についてであります。

家を建てた人は固定資産税を払っておりますし、ローンが終わっていない人はローンを払っております。民間のアパートや借家に住んでいる人は家賃を払っております。町営住宅の使用料は民間でいうところの家賃であります。毎年町営住宅使用料の未納額が累増する傾向にあります。家賃を何ヶ月も払わないということは民間では到底考えられないことだと思います。そこで現在までの未納額とその戸数をお知らせください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

町長に代わってお答えします。平成24年2月分までの未納額は1548万4200円で125戸あります。しかしこの中には1ヶ月分の未納額まで含んでおります。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

分かりました。平成24年2月末までで1548万4200円で、戸数は125戸で1ヶ月の人もいらっしゃるということですね。

では、家賃を3ヶ月以上滞納している人の数を教えてください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

町長に代わってお答えします。現時点で3ヶ月以上滞納している方は125人中73人です。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

先程の125人中の73人の方が3ヶ月以上滞っているということですね。

条例の中に家賃を3ヶ月以上滞納した時は入居者に対して明け渡しを請求することが出来るという条文があります。これはしなければならないという規定ではありません。出来るという規定ですが、現在までに請求されたことがあるのかどうかお聞かせください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

住宅の受け渡しの請求はいたしておりませんが、滞納分の納入はお願いしますということで、電話して来ていただいて、誓約書を交わしたりして払える金額で払っていただけるように指導はしております。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

建設課長の答弁の一部を修正させていただきます。立ち退きについては過去に実際2戸くらい行っております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

過去に1件だけ明け渡しをされたというのは記憶しております。ある職員が居る時に明け渡しの請求をしております。今の課長の話だとほとんどが督促をするというのが基本だと思います。私も3ヶ月以上で明け渡しの請求というのはちょっと早いのではと思います。

次の質問に移らせてもらいますが、決算書によりますと平成21年度の未納ですが125万2千4百70円ありました。平成22年度の決算では141万6千330円と増加をしております。21年度と22年度を比べますと調定額が140万5千円増えて、収入済額が23万4千円減っています。もちろん収入済額も収入未済額が163万円増えているわけですが、通常であれば調停額が増えれば収入済額が少しでも増えるというのが私は普通だと思いますが、この状況から見ますと長期滞納している人もいるのではと思います。そこで滞納の最高額とその期間を教えてください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

町長に代わってお答えします。滞納の最高額は171万6千円で、滞納期間としては65ヶ月間です。この滞納者の対応については本人と面談の上、家賃分納誓約書を作成しまして一時的に支払いがございましたが、その後支払いが滞っているため、現在内容証明通知書を発行しまして法的措置が進められるように準備をいたしている状況でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

滞納の最高額が171万6千円。65ヶ月というのは5年ちょっとということですね。こちらは今も入居されているのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

入居中でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

分かりました。結構大きな金額だと思います。

次に移ります。入居の際には連帯保証人の連署をする請書を提出すると条例の中にあります。町長が必要ないと思えば連帯保証人の請書を提出しなくても良いようになっているのですが、その条文の29条に連帯保証人の要件に該当しなくなった時は速やかに要件に該当する者を連帯保証人に立てなければならないとあります。現在入居している方で、滞納者が125人居られて3ヶ月以上滞納している方が73人ということですが、現在の連帯保証人の効力はどうなのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

今議員が言われたように連帯保証人の変更については、町営住宅管理条例第29条におきまして入居者は連帯保証人である者の死亡、その他の事由により連帯保証人が居なくなった時、又はその者が入居と同時に同程度以上の収入を有し、規則で定める要件に該当しなくなった時は速やかに別の連帯保証人を立てなければならないと定められております。

町営住宅管理条例施行規則第6条に於きましては、連帯保証人を変更しようとするものは、事由発生の日から7日以内に新たに保証人となる者を定め、連帯保証人変更届及び印鑑証明及び所得を証する書類を添えて、町長に届出を出さなければならないと定められておりますが、現状では届出はあっておりませんので、担当課としましては届出がない以上、変更はないものと理解しております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

変更がないから届出がないというか、皆さん要件に該当しているということで現課はそういう認識を持っているということで良いのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

そのように理解しております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

確認はしていないということですよ。毎年家賃を算定する上で収入証明書を付けてもらっていますよね。その時でも保証人の方の分については確認をされていない。1度出されたらそのままということですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

先程も申しましたように入居人の方から申請をしていただくようになっていますので、うちの方としましては確認をいたしておりません。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

そうですね。入居人の方が出さなければそのままということですよ。現実には、では先程73人の方が3ヶ月以上滞納しているということ。3ヶ月以上長い方もいるのですが、この滞納の分について連帯保証人に請求されたことはありますか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

私の知るところではございません。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

課長も途中から戻って来たので無いと言われたのですが、この連帯保証とはどういう意味か教えてください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

連帯保証人の効力については、民法で連帯保証人とは保証人が主たる債務者と連携して保証債務を負担すると規定されていますので、効力もそのように解されるものと考えております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

言われるとおりで、本人が払えなければ連帯保証人に請求して、連帯保証人は本人が払う分を、責任を持って払わなければならない。これからいくと連帯保証人が有効かどうか私は確認すべきだと思いますが、何の為に連帯保証人を付けて出しているのか意味が無いと思いますが、その辺どう思われますか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

代わってお答えします。質問議員が言われますように、本来ですと連帯保証人に請求すべきことは理解しております。ただ現実には入居者に出来るだけ面会して家庭の状況等を聞きながら、分納誓約を取るよう努めている。これはまず本人から納めてもらうというのが第一義的なものがございますので、必ず本人に面談して分納誓約を作って頂いて納めて頂く。これの繰り返しをやっているという状況でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

分納の誓約は重々分かります。重々分かりますが、現実的には滞納の分が増えていきます。それは滞納分が増えているというのは数字上現れています。

次の質問に移ります。収入超過者は町営住宅を明け渡すように努めなければならない。これは努力義務ですね。また高額所得者に対しては期限を定めて町営住宅の明け渡しを請求するものと条例の中に書いています。収入超過者、高額所得者の人数とその対応について教えてください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

町長に代わってお答えします。現時点での収入超過者は18名、高額所得者は1名居ります。その対応については収入超過者及び高額所得者には割り増し賃料を徴収すると共に、明け渡しの通知をいたしております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

収入超過者の方が18名、高額所得者が1名で、この方について割り増しの分と明け渡しの請求をしている。高額所得者の方に対して明け渡しの請求をしているということで良いのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

先程質問議員も言われましたように、収入超過者に関してはあくまでも義務ですので通知をいたしております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

収入超過者の18名の方については努力義務ですから割り増しの分を払ってもらっている。高額所得者の1名の方には明け渡しの請求を通知していると理解して良いのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

高額所得者に関しても割り増し賃料を徴収すると共に、明け渡しの通知を出しております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

はい分かりました。

最後の質問になりますが、125名中73名の方が3ヶ月以上滞納していて、一番長い方は5年で171万6千円ということをお教えいただきました。最近の経済状況からしまして入居者の方の苦しい事情も理解出来ないわけではありませんが、このまま放置しておきますと町の財政に大きな影響を与えます。また真面目に納めている入居者の方との間に均衡を欠くこととなります。ご承知だと思いますが町営住宅の使用料は町税のように強制徴収することができません。訪問指導とか電話で出て来て頂いて分割の相談を受けているというような努力はしているとは理解しております。ただいろいろな手段や方法を講じても解決されない方については、最終的には法に訴えざるを得ないと思います。平成21年度、平成22年度の決算審査意見書の中にも滞納者対策として、長期及び悪質滞納者に対して民事調停提訴の実施など町の厳しい徴収体制を示し、滞納の一掃に最大の努力を払われるように望むと、21年度も22年度も同じ文言が書いてあります。今後の家賃滞納者に対する対応についてお伺いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

使用料についても公平公正の観点から徴収に取り組む必要はあります。現在家賃の取り組み状況については、担当課長から説明をさせます。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

使用料の滞納者に対する今後の取り組みについては、現在行っております督促状の送付及び電話での催告と来庁要請や訪問指導により、分割納入の誓約書を提出させるなど徴収に努めてまいります。また悪質滞納者については、法的処置が進められるように準備を整えていきたいと考えております。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

督促、電話、来庁、分納、悪質滞納者の方については法的処置ということだと思いますが、近隣の自治体の中には6ヶ月以上の滞納者には、民事調停の申し立てをしております。早めに法的な措置を取るならば、入居者の方も多額の滞納を抱えることもなくなり、最終的には町にも入居者にも有利であると考えます。ある程度の基準を設けることも私は必要ではないかと考えます。滞納の額が縮減されるように一生懸命努力して頂きたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で熊井照明君の質問を終了します。

次に2番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

まず、すまいるバスともやいタクシーについて。昨年10月から運行を開始いたしましたすまいるバスともやいタクシーについて質問をいたします。

運行から約半年が経ちまして、利用された住民の方からいろいろな声が寄せられていると思います。私もいろいろなところに行く先々でいろいろな声を聞いております。そこで現在まで町に寄せられた利便性を評価する意見や、逆に苦情等が寄せられていればお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

すまいるバス及びもやいタクシーについては、地域公共交通総合連携計画に基づきまして昨年10月から実施運行を開始し、5ヶ月が経過いたしました。想定していた利用者数をかなり下回っているのが現状でございます。

利用者の反応については利便性の増加や西鉄バスのくらの郷への乗り入れによりまして便利になったというご意見もあれば、乗り継ぎやもやいタクシーの予約が面倒で、利用しづらいというご意見もあります。全体的な利用実態や要望等を把握するためもやいタクシーについては、現在、利用者、登録者を対象にアンケート調査を実施しているところであります。

すまいるバスについても早急に実態調査を行い、利用者のご意見をしっかりと把握しながら利用しやすい地域公共交通体系の構築に繋げて行きたいと考えております。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

町長が言われましたようにもやいタクシーの利用者がかなり少ないということを私も聞いております。そこでもやいタクシーについて質問をいたします。もやいタクシーの利用者が非常に少ないということで、運行開始から現在までもやいタクシーの利用者登録カードがどのくらい登録されているのか。またどのくらいの方がもやいタクシーを利用されているのか。そういった利用者数等が分かれば教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

もやいタクシーの利用者数は163名登録して頂いております。もやいタクシーの利用状況については現在古門線、長谷線、泉水線の3路線を1日最大4往復8便運行出来るようにしております。実証運行を開始した昨年10月から本年2月末までの5ヶ月間の利用総数は67人で、1ヶ月平均13.4人となっております。

路線別では古門線が19人、長谷線が2人、泉水線が46人となっております。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

当初説明会や町内の回覧板、鞍手町のバスがいど、先程町長が言われました最近ではアンケートもと言われていましたが、そういったことで周知はされたと思いますが、まだまだ完全には行き届いてはいないのではないのでしょうか。また利用者さんはどうしても高齢の方が多くなると思いますので、再度何らかの形で分かりやすく周知を徹底する必要があるのではないかと私は思います。また、停留所も今現在の大通りだけではなく、大通りから少し入り込んだ所にも増設されたらどうでしょうか。これは私の意見です。そうすればお年寄りや身体の不自由な方の利用もかなり増えてくるのではないのでしょうか。町の見解をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今ご指摘がありました問題については、すまいるバス、もやいタクシーで運行を開始して5ヶ月ということで、非常に意見が出ているところであります。今指摘されたことも含めまして、改善に改善を重ねながら、真の鞍手町の町民の足となるような交通体系を目指して行きたいと思っておりますので、そういう要望等がありましたら、どしどし担当課の方に申し込んで頂いて改善して行きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

どうもありがとうございます。これから先3年間の試運転期間にいろいろな問題が出てくると思います。今町長が言われましたように出来るだけ利用者さんの声が反映されるような改善をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

鞍手町の玄関の開発と活性化について質問をいたします。

鞍手町の玄関といえばJRの鞍手駅と九州高速道路の鞍手インターチェンジだと私は思います。まずJRの鞍手駅前について質問をいたします。同駅前には現在余りにも活気がありません。今確認出来るのは駅の裏の方のステーキ屋さん、駅前のお菓子屋さん、それと車のタイヤ屋さんくらいで、後は田んぼと畑ばかりのようです。駅周辺としましては余りにも閑散とした勿体ない空間だと思います。お隣の直方市の新入駅前付近はどんどん開発が進んでいまして、それに比べ鞍手駅周辺はかなり遅れているようにあります。

鞍手町としても駅前の開発活性化についての計画は、以前から多方面で行われていると思いますが、その進捗状況を町長にお伺いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

JR鞍手駅周辺の開発については、地元農業関係者に営農継続を希望される方が多いことから平成6年以降休止という状況になっております。

その後町と致しましても平成9年以降、当時の地域振興整備公団に駅前周辺開発の重要化について要望してまいりましたが、実現には至りませんでした。また、平成15年ごろに民間商業施設の進出計画がありましたが、この折りにも地元の農業関係者は営農継続を選択されております。しかしながらJR鞍手駅周辺は町の玄関口であり、将来中心市街地を建設することが見込まれますことから、駅周辺の開発や活性化が町にとっては重要な課題であることは十分認識しております。鞍手インターチェンジの開通に伴い、アクセス道路、遠賀川渡架橋等のインフラ整備に合わせ、土地活用も変化してきますので、今後も社会情勢や環境の変化を見極めながら取り組んで行く必要があると考えております。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

どうもありがとうございます。駅周辺の開発が今後進み、賑やかになれば利用者さんも増え、同時に夜の明かりも増え、通学、通勤時の事故防止にも繋がるのではないのでしょうか。是非町長のご尽力で周辺が活気づくようによろしくをお願いいたします。

次に鞍手駅のバリアフリー化について質問をいたします。

鞍手駅のバリアフリー化なのですが、今駅舎までは車いすでの通行可能なスロープが設置さ

れているようですが、直方駅方面の下りホームまでは身体の不自由な人はとても行けるような状況ではありません。ある身体に障害がある方がこんなことを言われていました。JRを利用したい時がよくあるのですが、エレベーターが無いので下りホームまで行けません。エレベーターが付けばもっと頻繁に利用出来るのですがということでした。また高齢化が進み車の免許を手放された方や足が痛いとか、腰が痛いとか高齢による身体の不自由な方達が非常に多くなっております。こういった方達の為にも是非鞍手町の方からJRの方にエレベーターの設置や完全バリアフリー化の提言をお願い出来ないでしょうか。

町としての見解をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

只今ご指摘がありました改札口から先のJR九州の物件である鉄道用地内が、階段の手すりや点字ブロック等の整備はされておりますが、ホームに上がるスロープが無いことや跨線橋を渡ることに苦勞されている利用者が居られるということも認識はしております。町としてもこれらの問題の解消に鞍手駅は誰にも利用しやすい駅になりますように、JR九州に要望していく所存でございますのでよろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

どうもありがとうございます。近い将来の実現を期待します。そして障害があっても鞍手町民として平等性と公平性が確保され続けられることを心から願ひまして、次の質問に移ります。

鞍手インター周辺の開発、活性化について質問をいたします。

現在鞍手インター周辺は以前より営業されております、鞍手町外からも多くのお客様を集客され、インター周辺の活性に大きく貢献されております卵屋さんの貴黄卵と新しく営業されているミニストップ、そして美容院のみで、今建設予定のナフコだけのようです。

ただ鞍手インターが出来ましてまだ間もないのでインター周辺の開発はまだこれから問題だとは思いますが、インター周辺は多くの土地活用が出来るのではないのでしょうか。町としてもインターチェンジ周辺の都市計画を行われていると思いますが、その辺の進捗状況や今後の町としての計画などがありましたらお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

鞍手インターチェンジは供用開始から約1年が経過しました。現在流入流出合わせて1日平均約3800台が利用するなど、本町を取り巻く交通環境は飛躍的に向上しております。

現在のインター出口付近に大手小売店の立地進出が決定しているのは、建設地に於いては

商業施設等の進出について地権者との具体的な協議が進んでいると聞いておりますが、関係各課にも開発についての具体的な打診がっております。町ではこれまで鞍手インター周辺農地の農用地地域からの除外やアクセス道路と産業道路の連結接点、東側9200ヘクタールの用途を、第2種住宅住居地域に変更する都市計画の決定を行った他、現在第4次総合計画後期基本計画に位置づけをしております。

インターの周辺の用途地域の見直しにも着手しております。更なる企業進出の受け皿作りと雇用の確保と定住促進を図り、町の活性化に繋げていきたいと考えております。

今質問議員が言われましたように、ナフコの進出は決定しております。また地元地権者等に企業が数社来ておりますが、そのこの詰め決定には至っておりません。状況はそういうことでございます。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

どうもありがとうございます。開発の活性化が進み、いろいろな店舗や企業が進出してくれば、近々完成予定の遠賀川渡架橋とリンクしまして、インター周辺は活気づき、鞍手在住者の雇用の確保と町内外からの利用者さんも増え、経済効果アップにも繋がっていくのではないのでしょうか。また税収も増え財産も多少は潤うという好循環を期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 川野 高實君

以上で須山 由紀生君の質問を終了します。

次に12番議員 岡崎 邦博君の質問を許可します。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

通告に従いまして中学校の統合移転について質問いたします。

この3月議会で中学校の統合移転に関連する当初予算が1億8千万円ほど計上されています。中学校という住民にとって最も重要な教育施設を統合し、移転させようとするならば、私としては住民のコンセンサスは絶対に必要ではないかなと思います。

しかしながら住民の中には納得していない方が多くいますが、現状、私が感じるころではお構いなしに強引に進めているという印象が拭えません。今後40年、50年も子供たちが毎日通う中学校としての候補地となっている旧宮本学園跡地は大変不便で、生徒や保護者に大きな負担を負わせることになるというふうに感じます。

そこで何故住民が納得出来ないでいるのか、質問を通して明らかにしたいというふうに思います。

最初ですが、中学校の統合移転が現在進められていますが、どうも責任の所在が曖昧なように感じます。それで移転候補地を旧宮本学園跡地と決定した責任は、どなたにあるのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えをいたします。室木小学校と西川小学校の統合について検討委員会を設置し、審議を行った結果、平成22年3月24日に統合は中学校を含めて、全町的な視線で再編の検討の必要があるという結論になりました。

このことによりまして、学校の再編は第4次鞍手町総合計画後期基本計画に位置付けられ、教育委員会はこれを受けて鞍手町小中学校統合整備策定委員会を設置し、学校の適正配置について検討を行いました。

その結果、中学校の統合についての基本的な方針がまとまりましたので、報告書を町長に提出し、町長がこの報告を受け、統合に向けた方針を示したところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

まとまったのは教育委員会の策定委員会でまとまって、それを受けて町長に提出したということですから、最終的には町長に責任があるということですので理解していいのですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

私どもとしては昨年の3月議会で、鞍手町附属機関設置条例の一部が改正されました。そのことは町内の小中学校の再編に向けた検討ということで、議会で承認頂いたことは、この条例では小中学校統合整備計画策定委員会を設けなさいと。これに従って教育委員会は策定委員会設置要綱を作成しまして取り組んだ訳でございます。

話の内容については、11月の全員協議会でもお話を申し上げましたが、その内容で策定委員会で方向性が出ましたので、町長に報告したと。そういうように私どもとしては、組織或いは機関としてずっと流れたものをやっていったというところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

策定委員会という機関として決めたということですから、機関が責任をもつということなのでしょう。それでは策定委員会に掛けるために推進委員会というのがありまして、その推進委員会で小中学校の統合整備計画を作っているわけです。それを策定委員会の方に掛けて審議して頂いたという形にどうもなっているようなのですが、小中学校の統合整備計画を作成するには、どなたが責任を持たれているということになりますか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

推進委員会については、私は教育長として推進委員長を仰せつかっております。後、町の関係で副町長、総務課長、建設課、企画でやっておりますが、そこでどういう方向でやっていくと。例えば専門学校にするとか、そういうことは出しておりません。あくまでもこれから推進していくためにはスケジュール的なもの、そして候補地として4点あるという部分です。そしてその部分を策定委員会に出しまして、策定委員会で自由な討議をして下さいということで、考え方をまとめていったという流れでございます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今の説明ですと統合整備計画という計画があったというわけではなくて、統合整備をする計画があったというところからいいた方がいいのでしょうか。統合整備をしたいからそういうふうに進めて行こうという話をこの推進委員会の中でしたと。ある程度形をまとめて計画として、普通だと基本理念とか、基本方針だとか、各論についてもある程度の方向性をまとめたものを計画というふうには私は捉えていたのですが、そういうものを推進委員会で作ったわけではないということですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

まとめ方については基本的な考え方というのは南北両中学校跡地、それから新しい土地、それから専門学校跡地、この4点について協議して行こうということで出してきました。

それは第2回目の策定委員会に出てきたわけですが、設置場所についての検討、今後のスケジュール、そういうものについて第2回で話しました。策定委員さんについては各学校PTAの代表の方、小学校が1名ずつ、中学校は直接関係ということで近隣の方に参加頂きました。次に地域の代表として区長会の代表、北中学校区、南中学校区、1名ずつ、教育委員長、教育長、大学の学識経験者、計15名でやってきました。その折りに策定委員さんからは何か意見を出せと言っても、何から出していいのか分からないということが出まして、それでは先程言いました4点考え方がありますと。そこから話を持って参りました。それが経緯でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

鞍手町小中学校統合整備計画策定委員会設置要綱がありますが、その目的として本町の小中学校の適正配置整備等について検討を行い、学校教育の充実に向けた小中学校統合整備計画を審議するためということで、この策定委員会が設置されています。

この所掌事務はおかしいのですが、小中学校という冠を付けながらも中学校の統合に関する

る事項について必要な審議を行うというようなことが所掌事務になっています。この辺もちょっとどうかと思います。少なくとも整備計画を審議するということが目的になっているのですが、今までのご答弁を聞いていますと、整備計画自体がどのような計画になっているのかもはっきり分からないのです。ですから整備計画自体も分からないところで、当然自由に議論して下さいと言われても、策定委員の方は議論のしようがないです。その辺どうだったのですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

小中学校統合整備計画ということでございます後期基本計画の中で。その中で当初出したのが室木と西川小学校のあれだけ厳しい環境下の中で統合が実現しなかった。今日ダブル複式ということも見えていて、それも説明した上で今のままで頑張るとということで、今日室木小学校は4学級であると。複式学級が2つあります。そういう状況下も小学校は理解した上で統合はしないという結論になったわけです。そういうことで小中学校同時に統合を行うというのは非常に難しさがあると。一方では中学校で南中学校は今厳しい状況下にあります。現状を言いますと全体で4学級です。1年生1クラス、2年生2クラス、3年生1クラス。4学級になりますと正規教員の配置がクラス×2で8名です。教科は10教科あります。教科欠の教員が2名、こういう状況で中学校は教科担任制がございまして、このままほっておけないという現状がありまして、まず、中学校からこの策定委員会は統合問題について検討して頂きたいと。これは私から出しました。

小学校については、小中一貫も考えられますが、まず中学校からやってみよう。そして小学校を統合するということは先程申しましたように難しさがあると。地域の要でもあるということも考えて、十分組織的なものを考えて取り組まないともまた失敗するという思いもありますし、中学校の統合は非常に急ぐという感覚をもちしております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

説明して頂きましたが、統合が必要とする背景のご答弁だったと思いますが、それは分かりますが、ここにあります統合整備計画そのものについてはどういう計画なのですか。具体的にどういう理念があるのか、方針があるのか背景がどうだったのか、どういう計画を実際に立てているのか。整備計画の内容について教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

現在のところ専門学校跡地でということでございますから、後、整備計画については、専門学校の校舎の改築と申しますか、中学校に適した改築、或いは施設設備の設置、体育館或

いは運動場、野球場、テニス場、サッカー場とプール等、そういう部分がありますし、一方では通学路の安全の確保も整備計画の中にございます。統合と言いますといずれにしても通学路が長くなる。だから通学路の安全については十分確保していかなければならないと。計画の中にはそれも入れております。もう1つは、学校の中の統合ということは校名或いは校章、校歌、いろんな部分があります。そういう準備委員会みたいなものも作らなければならない。それだけでなく教育過程の内容も南北両中学校で統合に合うように準備していかなければならない。そういう諸々の委員会等もあります。そういうものを策定委員会で報告して行きたいと考えております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

説明は分かりますが、統合整備計画というペーパーは今出来ているのですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

この計画につきましては、まず、基本的には第5次行財政改革、鞍手町総合計画、この中に位置付けられまして、今の鞍手町の小中学校の状況について教育環境を整備していかなければならないという答申が出されております。ここで学校の再編方針及び計画を策定しますというような答申が出されておりますので、それに基づきまして先程から教育長が申しますように教育委員会はそれを受けまして、鞍手町小中学校統合整備計画の策定委員会を設置しました。

具体的にはこの中で計画を作っていくということで、これまで説明会でもずっと報告してきましたけれども、第1回目から6回全部で行ったわけです。その中で縷々策定委員さんに鞍手町の中学校の現状を報告し、どういうふうな形で中学校の統合を進めるかというようなことで策定委員会の中でこの計画案を作っていました。それがまとまりましたので内容はご存じかと思いますが、そこで報告書をまとめまして教育委員会、町長の方に報告をして承諾を得たと。それが終わりましたので、各小学校区に出向きまして説明会を開催させて頂いております。説明会が終わりまして、やはり通学距離が遠い所からは、厳しいご意見を頂きましたけれども、策定委員会からの私どもの感触としては概ね、一定の評価は頂いたと。中には反対の意見もございましたが、そういう判断の下に今回の予算を上程させて頂いていると。今までの流れはそういうことです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

どうも説明をして頂いていますが、その整備計画という計画そのものがペーパーになって出来ているのかも良く分かりません。町長に報告したのは報告書ですね。整備計画を

出したわけではなくて、報告書を出しただけだと思います。この中には中学校の統合についてとか、設置場所についてとか、通学方法についてとか、後は付帯事項として報告はされていますが、どういう整備計画があるのか。整備計画の形にはなっていないですね。ですからそこをお尋ねしたわけです。

次に質問を進めます。審議された中に鞍手町立小中学校の適正規模、適正配置基本方針というのが策定委員の中でお配りされています。

その中の大きな2番に、学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方というのがあります。この基本的な考え方の中の適正配置の基本的な考え方として、学校教育の充実と児童生徒の望ましい教育環境を整備するために、適正規模の中学校を実現することは、通学路の変更を余儀なくされることになる。そのため生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮しながら配置するというふうになっています。適正配置の基本的な考え方の中には、適正規模の基本的な考え方、規模の基準というのが1番にありまして、2番としてはこれだけです。

後、適正配置の検討対象として推進の方策というのもありますが、後いろいろ統計上の資料が付いています。ということは適正配置の最も重要視されているのは、ここにあるように通学距離や通学路の安全を最優先にしようということで、適正配置の基本的な考え方が書かれています。どうも候補地として決まった所に通学距離や通学路についての基本的な考え方に沿ったような候補地ではないというふうに私は思います。鞍手町の地図上から考えても非常に不便な外れたところになります。こういう基本的な考え方の中から候補地というのが決まっていたのかお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

基本方針については議員が言われたとおりでございます。適正規模というのは中学校教育では非常に大事なことであります。統合いたしましても全校で12学級しか出来ません。12学級出来ると教科担当の教員が6教科、2人ずつ配置出来るという利点もございます。それは教育効果を上げる大事なところでございます。その教育内容、教育的視点から見るとそういうことでございますが、一方では統合と言いますと距離が伴ってきます。大事なのは保護者を含め、生徒或いは町民の皆さんも通学路の安全が一番関心のあるところでございますから、この辺も十分に検討して策定委員会で話を進めていったところでございます。

具体的には今南北両中学校は4km以内で大体通学しております。ところが統合しますと4km以上の部分が出てきます。こういう部分については既存の交通機関を使うと。西鉄バス、すまいるバス等です。4km以内については自力登校ということになるかと思っております。

そういう部分も策定委員会でいろいろ論議しまして、報告書が出来上がったわけです。5回目が終わりました報告書の案を全部策定委員さんにお渡ししまして、第6回目で確認をしたところでございます。そういう経緯を説明申し上げたいと思っております。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

私の方から新たな中学校の場所に専門学校跡地が決定した理由について述べさせて頂きたいと思います。

先程から申しますように策定委員会の中で自由な議論をお願いしましたがけれども、なかなか何も無い中で議論するのは難しいという委員さんのご意見がございました。その中で先程から言いますように両中学校の場所、それから新たな候補地、それから専門学校跡地というところで議論をしていきました。既存の両中学校の場所で統合を考えた場合は鞍手北中学校、もしくは鞍手南中学校への統合は、対等合併ということを考えてみると、どうしても吸収合併のような印象を与えると、生徒の心理的な面を考えると別の場所が良いのではないかとということもありました。また、両中学校の建築は既に40年以上経過しておりまして、校舎の建て替えが必要になった場合には仮校舎の場所の検討や、教育環境の確保が必要になって参ります。また、仮にいずれかの学校の校舎を利用して統合しても現在必要面積、両中学校の生徒さんを合わせて両中学校の校舎は必要な運営が出来る建物であるということから、新築の補助金が出ないということがございます。これは財政面のことですが。また、現段階で耐用年数までには7年ほどありますが、耐用年数を超えても建物の体力度等が基準以上であれば、建て替えの補助金等も出ないというような現状です。言い替えますと今から7年間はこの両中学校の場所では老朽化が進んだ校舎の中で現在の状況を解消するのは難しいというような状況でございます。

次に新規の場所に設置するということについては、広大な用地の確保と土地買収費用等が必要になってきます。これにかなりの整備とかに時間を要し、教育の本質に関わる問題が現在進行している状況から、早期に充実した教育環境の整備ということがなかなか現実的に難しくなってきますということで、新規の場所もなかなか先が見えないという状況でございます。

最後に専門学校の校舎の用地ですが、建物は新耐震基準で設計もされていますので、耐用年数を考えても十分使用可能な校舎でございますし、建物の取得の補助金もあります。

また、プールとかグラウンド等建設する用地も十分確保されているというようなことでございます。専門学校にも売却の意思があるというようなことで、当時そういう形で確認もしております。

策定委員会は専門学校の校舎見学もいたしておりますし、学校の教育関係者の先生方にも建物を見て頂いております。ご意見としては広いなという印象もありましたが、改築をすれば中学の教育環境に合わせたような改築が出来るというような評価も頂いております。

そういうことからすると一番早く中学校の統合が実現出来るのは専門学校跡地を利用して進めるのが、一番良いのではないかとというような結論が策定委員会の中で出ました。但し、先程申しましたように通学距離が長くなる生徒さんがいます。そういう部分についてどういうふうに対応していくのかというようなことが議論されて、その中で通学路の整備、

バス通学についての検討案を出しまして、一応の評価を頂きましたので、そこについて条件を付けまして町長の方に報告書を提出させて頂きました。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程も言いましたように学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方というものに沿って本来候補地を上げるべきなのです。基本的な考え方というのは生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮しながらということで候補地を上げるべきだと思います。

今4つ上げた以外にもある方は北小学校がいいのではないかという方もありました。北中学校の横の分校跡地がいいのではないかという方もありました。いろいろまだ町有地として活用出来る所はあるだろうと思いますが、そういう基本的な考え方に沿った候補地とは違う所で候補地を上げておられて、尚且つ消極的に消去法的な選考基準によって残った所がここだろうと。残った所が旧宮本学園跡地で、基本的な考え方に合っているかどうかという検証もなくきているわけです。ですからこういうところがどうも宮本学園跡地有りきで進んでいるような印象も与えますし、一番重要視されないといけない通学距離、通学路の安全確保についても後付けのような形です。まいるバスや西鉄バスを使うというようなことになってしまうわけです。結局のところ基本的な考え方が置き去りになって、非常に多くの生徒さんたちにバス通を強いるような候補地になっています。このこと自体が私は問題だろうと思います。

尚且つ、報告書の中にもこういう議論したところが出てこないわけです。基本的な考え方に沿った議論がなされているような報告書にはなってないです。これも私自身問題があるのではないかなと思っております。

次に進みますが、今までの中で町長の責任の所在というのが出て来ないわけです。統合移転を進めていますが、町長としては統合移転するのにどのように責任として関わっているのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

責任、責任と言われても何をもつての責任なのか。私は総合計画に基づいて学校教育、検討委員会を設置、立ち上げて、そして場所を決めたと。そして答申を受けました。それを粛々と今からやっ行ってこうかなという状況でございます。責任は皆さん何をもつての責任なのかははっきりと言ってもらいたいわけです。それから展開していかないと、ただ、責任、責任と言われても何の責任なのか。みんなが話し合っって総合計画も議員の皆さんが決めたではないですか。

これで行こうと。それに基づいて教育課はやったと。そして答申を受けました。後は委員会を尊重しないとイケないですよ。ただ、闇雲に責任、責任と何の責任があるのですか。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町長の責任もよく分かってない方が町長になっているということが非常に不安になります。教育委員会の方で統合整備計画を決めました。それを尊重してと町長は言われるわけですが、本来予算が概算でも10億から12～13億掛かるというような事業です。そういう教育委員会が策定した計画に基づいて実施計画、どういうふう to 実施して行くか。こういう計画があつてしかるべきというふうに思います。これは鞍手町の責任として、最終的には町長の責任として実施計画を作り、実施計画に基づいて建設を進める。これが行政の常套手段なのです。実施計画についてはどのようにになりますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

教育長が言われたように基本的な実施計画が出来ているわけです。今から議決を頂けば近い将来臨時会を開いて、そして予算執行という形になります。今することは何か、縷々教育長が言われたではないですか。教育問題、教科書の問題、校章の問題とかいろいろあるわけです。そして積み上げたものが今から実施計画になって、何もかも出来上がって、安全通路もします。それは行政の責任でやらなければいけませんよ。私はそのように覚悟はしていますよ。安全なくして通学に便利が良いとか、今は私立では小学校の方は戸畑まで汽車に乗って行かれています。そんな時代なのです。

安全を守るということは私たち行政の義務であります。だからそれに向かって位置を確定して用地買収等についてご理解頂ければ。決まらない内からそんなことが出来ますか。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

実施計画もないで何で予算が付くのですか。整備統合計画は教育委員会が作った計画ですよ。それを町に下ろしてきて町が実施計画を作って、実施計画に基づいて予算を付けるのではないですか。そういう基本的な作業もされてないのですか。実施計画はあるのですか。ないのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

1つずつステップを踏んで、それについて皆さん議会の了解を得られたら、次のステップに入っていくと。じゃ宮本学園で良しということになればそれに向かってドンドン走っていくと。今までの過程は統合について一応宮本学園跡地ということ委員会が決定しているわけです。その決定を受けて実施計画、例えば小さく通学の問題、教科書の問題もありましょう。校歌の問題、予算措置の問題、過疎計画の問題もありましょう。それを積み重ねていっ

て上部団体、予算措置を講ずるとというのが正しいと。基本的なレイアウト的なものを終わってするというのは検討委員会が意志決定をしているわけです。だから学校教育は校区別に説明会に回ったということなのです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

余り関係ない答弁が多いのですが、実施計画はあるのですか。ないのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

開校するまでの実施計画というものは書類を頂いております。だから決まれば宮本学園の用地の取得を理解頂ければ私たちは粛々と取り組んで行くと。そのために学園の用地についてご理解して頂きたいということです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今決まっているのは候補地が決まっているだけです。候補地に対してどうして予算が付けられるのですか。実施計画があって設置場所を決定して、それからその土地を購入する。または校舎を購入する。そうでないとおかしいでしょう。まだ候補地ですよ。設置場所として何時決定したのですか。全然そういう報告は何もないですよ。予算も実施計画があってこそ予算が付くのですよ。教育委員会で作った整備計画に予算は付けられないでしょう。

そういう報告があって実はそういう実施計画について再度検証してもらわないといけないのですよ。町民に対してこれで実施するけれども、これでいいかどうか。今はそういう時代ですよ。先程言ったようにコンセンサス、住民との合意をどう作って行くか。これが行政に対して求められているのです。どうも分からないところでコソコソ決めて、既成事実を作って進めていこうという手法は時代遅れです。住民とのコンセンサスを最重要にして進めていくのが今の行政の在り方です。実施計画があるならあったで、それを住民に知らせて、説明して、本当にそれで良いかどうかもう一度住民に対して意見を聞く場を作るべきだと思いますが、それはどうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今回予算を提案しているのは、宮本学園の購入についての提案ですよ。それをご理解頂いたら合併に向かって増改築等の臨時会を開いて、皆さんの意見を合成したい。まず、そこが決まらない以上は実施計画を立てられますか。そして私がコソコソと、何をコソコソとするのですか。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

計画がない所に予算はつけられないでしょう。宮本学園跡地を買うとか校舎を買うというのは、買うための目的があるわけです。目的がないのに買えないのですよ。予算は執行出来ないのです。目的は何かというのが実施計画に基づいたものでしょうが。どっちが後先になっているのですか。

実施設計の予算も出ていますが、どういうふうにするというのは実施設計も実施計画があって設計があるのではないですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

話が堂々巡りをしていますが、私は宮本学園跡地の用地を確保しながら、そして皆様のご理解を頂いたら皆さんの前で臨時会を開かせて頂いて、実施計画の報告をします。

今は宮本学園の用地、校舎跡地を買うか買わないかの予算計上なのです。今度学校を作るというのは当然含みとしてそういうものは考えられますが、こうしたらこうなると何もかも積み上げて、ひょっとしたら否決されるかも知れません。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

含みを持たせるという意味が分かりませんが、そこに中学校をもっていくために買うのでしょうか。購入する目的はそうでしょうか。それは何の計画に基づいているのかということ言っているわけです。堂々巡りになるから答弁はいりません。先に進みます。

住民の説明会がありまして、いろんな意見がありました。その中でなぜ行政が説明会に来てないのか。教育委員会で説明出来ないだろうと。もう一度やり直せという意見がありましたし、かんがい基金の20億円の問題、また別の場所でもっと相応しい場所があるのではないかと検討してはどうかという意見もありました。また、人口減少を含む町づくりの観点から移転場所に疑問をもつ意見等、いろんな意見がありましたが、回答出来てない質問や意見が多々ありました。その回答出来てない質問や意見に対してはどうされるおつもりかをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。町内6小学校で説明会を開催いたしましたところ、出席者総数178名、次のような質問及び意見が出されました。

主な質問内容は只今ご指摘がありましたように、中学校の統合を行う理由について。統合の

時期について。中学校の場所は専門学校跡地に決定した理由について。遠距離通学の生徒の通学方法について。通学路の安全確保について。こういう質問を頂きました。

主な意見は次のようなものです。小学校の統合も視野に入れて考えて欲しい。今後の進捗状況等を報告し、意見を取り入れるようにして欲しい。もう少し慎重に時間を掛けて場所の選定をしてもらいたい。以上が主な質問や意見でございます。

説明会に回りましたの感じですが、統合そのものはしなければいけないというような感触を受けまして、中学校は統合賛成だというような意見は随分聞きました。

策定委員会そのものも中学校統合については賛成だということです。後、付帯事項として通学路の整備、或いは校舎改築の整備、そういう部分が出ております。

4点ほど付帯事項が出ていますが、それは町長の報告書の中に入れております。

以上のような意見、質問が出ておりますが、対応出来るものについてはこれからしっかり取り組んでいかなければならないと考えております。

特に通学路については、現在の通学路の図面を作り上げておりますが、保護者或いは学校関係、そういうところについてもご相談していきたいと思っております。

なお、進捗状況について出来るだけ知らせて欲しいということでございましたが、策定委員会がある方向性を出さない以前に説明会に回るわけにもいきませんでしたので、策定委員会の結果を待って2月6日から連続6日間夜間に説明に回ったわけです。

聞かれる方は遅いではないかと言われるご意見もございましたが、そういう事情で今日になったというお話を申し上げました。要は通学路の危険箇所をしっかりと点検し、整備していかなければならないと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

私が尋ねたのは多くの質問ではなくて、先に言ったような答えが出せてない質問や意見について、どうされるのかということを行っているのです。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

先日の説明会の中で町執行部が来てないのでということでありました。教育分野のところについては教育長の方が明確に説明をしました。しかしどうしても予算とか予算執行に係る部分について私どもが答えられない部分、例えば具体的な通学路の確保、街灯、スクールバス、バス通学の方法については検討させて頂きますというような答えをさせて頂きました。しかしこのことについては付帯事項の中にしっかり謳い込まれて、これを条件でというふうなことは明確に報告書の中に入っておりますので、これは確実です。但しそれを具体的にどうだ、こうだというのは説明会の中では私どもは明確に出来ませんでした。このことについては町長部局の方に、こういう意見が出ましたという説明会の報告は出しておりますので、

今後の策定を進めていく中で具体的にしていきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

具体的に答えが出てない質問の中で、かんがい基金の20億円の問題、人口減少の問題、町づくりの観点からあそこの中学校の場所はどうなのかというような質問もありました。そういう問題について住民の方は聞きたいと思っている方は結構います。そういう質問に対して答えが出てなかった通学路、街灯、危険箇所の整備の問題も勿論そうです。そういったものも含めて答えが出ない内に先に進むということが、住民の方たちに不信感を与えることに繋がるのです。ですからもう一度早く説明会を開いて欲しいというような意見が各小学校で出ていました。そういうことについてどうされるのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

問題点は今、宮本学園校舎の問題を言われました。校舎の問題は一貫して行政の責任でびしゃっとしていくと。20億借りているのはその時の経過の中で、それを野放しにしているところの基金がなくなると。そこで何らかの形で枠を締めて基金を大事に使わないといかんという目的でこれを作ったわけです。しかし今連結決算になったらそんな基金とか何とかということではなくして、鞍手町一般会計の中で公会計はどうなっているのかという仕分けをするという趣旨になって、仮にかんがい基金20何億はなくなって、なくなって金がないからと言って皆さんでして下さい。それはないでしょう。一般質問で言ったではないですか。町の責任でこれは河川だからどんなことがあっても守らなければいかん。そのためには期成会等に努力して頂いて、更なる西川改修に取り組んでいくというのが実態でございます。

但し、金を返せと言っているが、今基金運用というのは状況が時々刻々と変わっています。その中で一番効率の良い運用をするのが政治手腕の1つだと思っております。決して焦げ付いたとか皆さんに迷惑を掛けるとか、決してそういう気持ちは毛頭ありません。

これが潰れたら鞍手町は沈没するのです。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

質問をちゃんと聞いて答えて下さい。そういうのを聞いたのではなくて、今町長が説明されたような説明をする会を開くかどうかを尋ねているわけで、中身がどうのこうのではありません。町民の方たちがそういうことを質問されて、当然教育委員会は答弁出来ませんから、そういう説明会を早期に開くかどうかというのを尋ねているのです。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この問題はいろいろ議員さんの間でかんがい基金の問題も含めて言われました。しかし基本的にはやることはやぶさかではないです。どういう形でそういうものを1つずつ積み上げていって時期がくれば。これは12月議会が終わった時にそういう考え方とか、校舎の問題の話し合いをもたないといかんという指示は出しているわけです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

住民の人たちからそういう質問が出たわけです。だからそれに対して答える義務があるでしょう。だからそれを答える場を作るために、説明会が早期に必要ではないかと言っているわけです。中身がどのと言っているわけではないのです。住民の前でそのように説明をしたらいいではないですか。説明会を開くかどうかを尋ねているわけです。十分説明が出来るのなら何時でも開けるのではないですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今回の予算がまず承認頂けばやるその中でやる、やらないは決めていきます。まず、今回は約1億4千万円の予算計上であって、今から実施段階になって宮本学園、校舎の問題、いろいろあるでしょう。それはやっていかなければならない。私は答申の中でそういうものは具体的に時期が来たら必要とあれば説明します。私は何も逃げ隠れはしません。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

住民の人たちは質問をしているということは、そういう答えを聞きたいわけですから、早くして下さい。3月議会が終わったら直ぐするような答弁だけでも、最終的には時期を見てということで何時なのか分かりませんので、早くして下さい。

次に、住民説明会の中で一番多かった質問は、通学に関することでした。旧宮本学園跡地に移転した場合に安全な通学路の確保の見通しについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

専門学校の場所に学校を設置すると当然通学距離が長くなる生徒が出てきます。そのため生徒が安全、且つ安心して学校まで通える通学路案を教育委員会としまして作成しています。

今後は保護者や地域の方々、学校の先生方の意見を聞き入れながら通学する上での危険な場所等の洗い出しを行い、歩道等の整備が必要な県道については県に要望し、町道については町の取り組みとして統合までに可能な限り改善を行い、安全な通学路を設定して参りたい

とこのように思っておりますし、事実説明会でも出ました意見については、町長部局に報告をしております。そういう取り組みが現状です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程も言いましたが、学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方の中で、統合に向けた条件整備として、通学路の安全確保というのが一番にきています。子供たちにとってより良い教育環境を整えること。通学路が長くなるということがより良い教育環境かどうかというのは疑問に思いますが、その一番目に通学路の安全確保。中身は、統合により通学路の変更が伴うが生徒の安全が確保出来るように安全な通学路を検討し設定するという事になっていくわけです。

報告書の中の付記事項として、これは条件になっています。生徒の安全が十分確保出来る通学路を設定すると共に、危険と思われる箇所については改善を行うこと。また、詳細については保護者や学校の意見を聞きながら実行する。

開校までに安全な通学路を確保しないと私は行政としての責任が果たせないのではないかと思います、見通しについてももう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

これから統合に向けて最終的に平成27年4月には統合という方向性、早ければ26年4月ということですが、両方やっておりますと非常に保護者も混乱していくと。27年の4月には両中学校は統合出来ると考えています。それに並行して通学路整備、その他いろんな条件を整備していかなければならない。これから24年度は準備段階、25年度、26年度に掛けて全て完結していく形になるかと思えます。ご指摘のように通学路が一番の問題ですので、危険箇所を早急に洗い出し、安全な通学路の確保に向けていきたいと思えます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

話は変わりますが、12月議会で統合問題について質問しました。その際にバスに乗ってみてください、また自転車で走ってみて下さいと要望していますが、実際にバスに乗ったり、自転車に乗って学園跡地まで行ったことがありますか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えします。実際にバス、自転車等では行っておりませんが、候補に上げております通

学路について教育委員会の職員で、そういう設定をするために公用車で想定される通学路については実験をしております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

公用車ではなかなか分かりませんですね。実際に自転車に乗って、またはバスに乗ってみて下さい。全然車で走ると、歩いたり、自転車に乗ると違います。そうしないと本当にどこが危険なのか分からないと思います。そういうことをした上で通学路を設置して下さい。

それと私が一番心配するのは数年後には遠賀川架橋が架かるでしょう。架かると今言われているあの候補地の周辺が一番交通量が増えるのです。これを一番心配しています。

路側帯も狭いし、自転車は中学生は一列に並んで走れと言ってもなかなか一列に並んで走らないのです。交通量が増えないと橋を架けた意味もないわけです。実際問題として大体どれくらい交通量が増えるのか想定されていますか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

手元に具体的な資料を持ち合わせておりませんが、確かに日交通量が1万1千まで増える。現在が6千から7千ということだったと思います。

それと周辺、言われますように歩道が狭いということは十分承知しております。これはあくまでも教育委員会が最終的に通学路を父兄、関係者と協議した上で決定していくこととなりますが、想定される部分については、町道部分は国庫補助事業に乗るように手続きを行っていきたく思いますし、当然過疎対策事業が使えるものは道路改良というものも考えております。それから幹線道路が主になるのではないかというふうに思っておりますが、それはほとんど県道かなと思っております。

当然、町上げて県に要請していくということになるかと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

1にも2にも安全に通学してもらおうというのが一番です。それを今の保護者の方たちは安全に通えるように町が対策してくれるのだろうか。今でさえ暗い道路を自転車で通っている。それが統合して遠くに行くと、じゃ、分かりました。直ぐしますというふうに出るのですかと思っておるわけです。非常に不信感があります。それが幾つも小学校の中で出ていました。それにどう答えるか。また、それをどう住民に説明するかについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

先程から申していますように教育委員会の方で通学路案を作っておりますので、今後はこれを叩き台としまして、来年度も統合に向けた策定委員会の方々にご協力願ひまして、今後これが通りますと中学の方でも中学校統合、これは先生方ですが、準備検討委員会なるものも立ち上げるように計画をしております。

また、その中で通学路の案、保護者の代表者の方、地域の代表者の方にご検討頂いて、安全が出来るだけというか、最大限に安全が確保出来るように準備を進めて行きたいという考えでございます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今までいろいろな質問をしてきましたが、どうも住民との合意形成をするための努力をしようというような姿勢が町長には余り見えないのです。中学校の統合、移転は今通っている保護者の方は勿論ですが、小学校に行っている人、また、保育所に行っている人、結婚しているが子供がいないが将来子供を持ち学校に通わせようと思っている人、または両親が鞍手町に子供たちに帰って来て欲しいと思っている人たち、いろいろな人たちの思いがあると思います。そういう人たちの思いにどうも応えていない。もうちょっと、住民に迎合する必要はありませんが、東日本大震災の中でよく言われる住民に寄り添う行政、住民の心に響くような行政が一番大事だろうというふうに思います。もっと謙虚に進めないといけないのではないですか。それが一番鞍手町には欠けています。もっともっと住民に情報を出して、もっと丁寧に説明して、本当の意味での住民に理解をしてもらい、納得してもらおう努力をこれからもして下さい。この中学校の問題だけでなく、あらゆる問題についてそういう姿勢で臨んで欲しいと思います。要望して私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私は高圧的なことなどしていませんよ。住民の総意を汲んで、その中で行政をしていっているのです。何も私が情報を握ってしていることはありません。町づくりは建設的な意見を出して。ただ、ここはこうだと。それはいいですよ。片やこうなった時にはいいではないかという意見が出たとしてもおかしくない。ただ、一方的に私が住民コンセンサスに何とか。私は一生懸命しているのにそんなことを言ってもらっては困ります。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎 邦博君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日13日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日13日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 17時21分